

○令和7年3月13日(木)

開議 午前10時00分

散会 午後4時44分

○出席委員(14名)

委員長	えびな 安 信	委員	高 木 ひろたか
副委員長	塩 尻 英 明	委員	高 橋 ひでとし
委員	上 野 和 幸	委員	菅 原 範 明
委員	植 木 だいすけ	委員	石 川 厚 子
委員	皆 川 ゆきたけ	委員	高 見 一 典
委員	たけいし よういち	委員	中 村 のりゆき
委員	まじま 隆 英	委員	松 田 卓 也

○欠席委員(1名)

委員 あ べ な お

○出席議員(1名)

議長 長 福 居 秀 雄

○説明員

副市長	菅 野 直 行	土木部長	富 岡 賢 司
経済部長	三 宮 元 樹	土木部雪対策担当部長	高 橋 正 樹
経済部次長	高 橋 慶 太	土木部次長	鎌 田 昭 範
経済部主幹	石 崎 徹	土木部次長	時 田 秀 樹
経済部産業振興課長	住 吉 俊 彦	土木部土木管理課主幹	尾 崎 理 人
観光スポーツ部長	菅 原 稔	土木事業所長	石 持 真
観光スポーツ部次長	白 木 義 宏	水道事業管理者	佐 藤 幸 輝
農政部長	林 良 和	上下水道部長	幾 原 春 実
農政部次長	杉 山 利 勝	上下水道部次長	高 橋 奉 裕
建築部長	岡 田 光 弘	上下水道部次長	松 田 守 正
建築部建築総務課長	柴 昌 克	上下水道部次長	山 田 一 政
建築部建築総務課主幹	紙 谷 由 紀 子	上下水道部管路管理課主幹	酒 井 晃
建築部建築指導課長	酒 井 陽 司	上下水道部水道施設課長	松 本 直 樹
建築部建築指導課主幹	朝 岡 洋	上下水道部下水道施設課主幹	堀 田 幸 宏

○事務局出席職員

議会事務局長 稲田俊幸
議事調査課長補佐 浅海雅俊
議事調査課書記 朝倉あゆみ

議事調査課書記 桐山未悠
議事調査課会計年度任用職員 河合理子

○えびな委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ14名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、あべ委員から欠席する旨の届出があります。

ここで、特に御発言はございますか。

○石川厚子委員 資料を1点、お願いしたいと思います。

観光スポーツ部に、花咲スポーツ公園新アリーナ事業手法検討の経過の分かるものです。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○えびな委員長 再開いたします。

ただいま御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めるといたします。

○菅原観光スポーツ部長 石川厚子委員から御要求のありました花咲スポーツ公園新アリーナに関する事業手法の検討の経過が分かるものの資料につきましては、石川厚子委員の御質疑前までに提出いたします。

○えびな委員長 ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、昨日に引き続き、議案第44号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第46号、議案第52号、議案第53号、議案第61号の分担部分、議案第63号の分担部分、議案第64号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第83号及び議案第84号の以上9件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高見委員 おはようございます。

経済建設常任委員会所管分に昨日の終盤から入りまして、私は2番手ということで、今日、質疑をさせていただきたいと思っておりますけれども、前段、ちょっと、もう既に3月の中旬に入りまして、本当に気候的には日差しも強くなって非常に雪解けが進んでいる状況で、非常にぽかぽか陽気にもなっているわけでありまして、私自身はこの時期がシーズンの一番好きな時期というふうに捉えておりますけれども、今では、もう卒業、入学シーズンを控えているということで、実は、今朝、地元の東鷹栖中学校の同窓会の入会式を済ませてきました。長く中学校の同窓会長をやっております、今まではどうしてもこの予算等審査特別委員会の分科会の日とずっとぶつかってきているんですけど、どういうわけか、昼開催でやっていたもんですから、もう、昼時間に、慌てて1時間で済ますような形で、万が一、何かあったら出席できない、そういう状況で、そんな事故はなくて

いましたけれども、たまたま中村のりゆき副議長も中学校の同窓会長をやっているということを知ってましたので、同窓会の入会式はどうしていますかって言ったら、朝で済ませているっていうことだったもんですから、そういう方法もあるんだなと思って、以前、学校のほうにお願いしたら、いや、朝でも構わないということで、今日、無事に済ませてきましたんで、そういうことでちょっと余談になりました。

それで、後段、経済建設常任委員会所管において経済部と農政部を予定しておりますけれども、まず初めに、経済部の産業振興課に、あさひかわ菓子博についてでありますけれども、第28回全国菓子大博覧会・北海道開催負担金として7款1項2目で掲載されておりますけれども、本事業の概要についてお示しをしていただきたいと思います。

○石崎経済部主幹 全国菓子大博覧会は、明治44年、1911年に東京におきまして帝国菓子飴大品評会が開催されたことを始まりに、日本最大級のお菓子の祭典として、約4年に一度、全国各地で開催されてきました。

本年、旭川を会場として、8年ぶりに第28回全国菓子大博覧会・北海道あさひかわ菓子博2025が開催されます。本市は、開催経費の一部を支援するため、2千万円を予算計上しているものでございます。

○高見委員 事業の概要ということで、本市のこの2千万円の予算計上については、経費の一部を支援するというところであります。

実は、ちょうど1年前、この予算審議でも、同じ内容、菓子博について質問もしております、昨年は110万円の予算で、これも経費の一部助成ということでもあります。これにつきましては、資料請求もさせていただきまして、全国菓子大博覧会のこれまでの開催経過ということで資料を提出いただいております。

御答弁でありましたように、これはお菓子の祭典ということで、4年に一度、お菓子のオリンピックってような、そういう位置づけらしいですけども、この資料をいただいた中では、これ、第1回から旭川の今回の28回まで、最初の第1回が東京で明治44年ですから、110年ちょっと前ですか、そんだけ長い歴史があるということで、昨年質問して初めてこういう全国菓子大博覧会があるというのを認識したんですけども、実に長い歴史と伝統があるという中でありながら、この開催経過を見ると、2年とか3年とか、4年もありますけれども、5年とか、4年に必ず一回っていう、そういう取決めもないようで、ちょっと何か、その辺は拍子抜けしたんですけども、この中で、ちらっと見ると、これまで、全国に自治体が多数ある中で、東京が2回開催、最初と第20回ですか、広島も第4回と第26回、同じ開催市で2回やって、ほかは初めてということで、そして、直近の数字的に確認できる部分では、来場人数と総事業費ということで、今回、旭川市の開催の、一応、予定というか、そういう想定を含めて記載もいただいております。

この予算計上の中で、特定財源で100万円と出されておりますけれども、これは、一体どこからのものなのか、その辺を説明いただきたいと思います。

○石崎経済部主幹 特定財源の100万円につきましては、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村を支援する事業を行っている公益財団法人北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金を充当予定でございます。

○高見委員 この特定財源100万円というのは、公益財団法人北海道市町村振興協会のいきいき

ふるさと推進事業助成金ということですが、これは、多分、道の補助金とは違うとは思いますが、今回、あさひかわ菓子博では本市の負担金以外にも様々な財源が入ると思いますけれども、全体の予算規模はどれくらいで、当然、北海道からの補助金もあつてしかるべきとは思っておりますけれども、この財源はどのようになっているのか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○石崎経済部主幹 あさひかわ菓子博の予算規模は約5億円であり、主な財源としましては、本市の負担金として今年度110万円、令和7年度2千万円のほか、北海道からの補助金として、今年度300万円、令和7年度2千万円、全国菓子工業組合連合会及び北海道菓子工業組合による負担金として合わせて6千万円、入場券収入として2億円、企業協賛金及び手数料収入として合わせて2億円を見込んでおります。

○高見委員 今回の旭川の菓子博の予算規模ということで御答弁をいただきましたけれども、その財源的な内訳として、総予算はとにかく約5億円ということで、それなりに大きな予算規模でありますけれども、北海道からも今年度は300万円、令和7年度においては2千万円と、道からも補助金をいただいているということでの御答弁であります。

そして、5億円の事業規模のうち、本市の負担金は2千110万円ということですが、仮に、この収支で、この博覧会において剰余金が出た場合の取扱いはどうなるのか、逆に、そうならないとは願っておりますけれども、欠損金が出た場合、本市にさらなる負担が求められることになるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○石崎経済部主幹 収支に剰余金が発生した場合は、次回の菓子博に繰り越すと伺っております。逆に欠損金が出た場合におきましては、実施主体である北海道菓子工業組合及びその上部団体である全国菓子工業組合連合会において負担するものと認識しております。

○高見委員 5億円の総事業費で開催した中で、最終的に剰余金あるいは欠損金が出た場合ということで御答弁をいただきました。

それぞれこれまでも質問しましたが、いよいよ神楽の大雪アリーナでの開催ということで、開催日まで約2か月半と迫っておりますけれども、準備等は計画どおりに進んでいるのかどうか、その点、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○石崎経済部主幹 あさひかわ菓子博は、北海道菓子工業組合を中心とする第28回全国菓子大博覧会・北海道実行委員会が準備を進めており、4月に実施する一般菓子の審査会や、販売する菓子の選定、出展する大手菓子メーカーとの折衝のほか、ゴールデンウィーク明けから本格化する施設の運営に向けて、会場の設計、警備や運営スタッフ配置の検討などを進めていると伺っております。

○高見委員 残り2か月半と迫っている中で、成功裏に終わるような形で着々と準備を進めているということでの答弁であります。

そこで、菓子博には多くの企業が関わっていると思うわけですが、全国の菓子販売コーナーへの出展者数や商品数は一体どれくらいとなるのか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○石崎経済部主幹 現段階で確定しているわけではございませんが、全国の菓子販売コーナー、全国スイーツマーケットにつきましては、43都道府県の菓子工業組合から約340社、例えば、三重県の赤福、静岡県のうなぎパイ、山梨県の信玄餅など、全国のメーカー、こちらは約1千180

商品が出品予定と伺っております。

○高見委員 今回の菓子博における出展者数や商品数ということで御答弁をいただきました。43都道府県の菓子工業組合から約340社、例えば三重県の赤福、当然知っていますし、大好きです。そして、静岡のうなぎパイも知っておりますし、食べたこともあります。山梨県の信玄餅っていうのはちょっと食べたことがないんですけども、とにかく全国のメーカー、1千180商品ということで、かなりやはり多い出品数かなというふうに思っております。

そこで、今回のあさひかわ菓子大博覧会の開催において既に前売り券を発売しているわけでありましてけれども、その前売り券の販売状況はどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○石崎経済部主幹 前売り券は、道内の菓子店、全道42の商工会議所、道の駅あさひかわ、旭川観光物産情報センター、セブンイレブンやローソンといった全国のコンビニエンスストアなどで販売しており、2月末日現在の販売数は約6万3千枚で、目標の約30%となっております。

2月19日に札幌で実施した開催100日前記者発表のテレビ報道以降、コンビニエンスストアでの販売が伸びていると伺っております。

○高見委員 前売り券の販売状況ということで、現時点の状況を含めて御答弁をいただきました。

私自身もお菓子、甘いものが大好きで、この菓子博、非常に期待もして、何回か行きたいなというふうには考えております。

そこで、この前売り券、全国のセブンイレブン、ローソンでも販売しているということで、しかしながら、2月末現在では販売数6万3千枚ということで目標の約30%ということで、ちょっと低迷しているんじゃないかなというふうに感じているわけなんです。

基本的に、6万3千枚で目標数値の30%ですから、多分、前売り券は20万枚の販売を予定しているということなんですけども、資料でも、総来場者数が想定で20万人ということで記載されていますから、この前売り券が仮に20万枚売れたら、買ってくれた人が100%来てくれれば20万人に楽に達するってということなんですよね。

旭川市民の方々、また、ここの委員会室にいる市職員、議員の方たちも、当然、前売り券を買って行ってくれるとは思っているわけでありましてけれども、私も、質問する上で、前売り券の販売、ちょっとコンビニで試してみようと思って、下のローソンへ行ったんですよ。そうしたら、女性の若い人でしたけども、旭川の菓子博のチケット販売って、私は、もう当初、何か後ろの棚かどっかにチケットがあって、それで代金と交換できるような感じかなと思っていたんですけども、ちょっと存じておりませんということで、ひよっとしたらLopp iというか、小さい縦型の何か、いや、私自身、今まで使ったこともないですし、そういうコンサートであるとか、何かスポーツの大会のそういうチケット、何というか、いろんな取扱い業種があるみたいで、皆さん、使ったことがある方も、慣れている方もいるかと思いますが、私はとにかく初めてで、その従業員の方も、多分これですかねということで、イベントのところかなと思ってタッチしていろいろやっているけど、最終的に買えずじまいで終わりました、昨日終わって、夕方、地元へ帰りまして、地元のセブンイレブン、これは、ほとんど全ての従業員の方はやっぱり顔見知りで、その機械の操作を含めて聞くのも問題ないかなと思って、やってくれました。そのときはちょうど男性で年配の人だったんですが、ある程度、その機械の扱い方を知っているようで、最終的にコピー機とATMの間に――その

L o p p i とは、下のローソンにある機械とはちょっと違っていたみたいなんですけども、似たような形式で、多分、イベントだろうと思うということで、タッチして、片仮名入力で、とにかくどういいうイベント内容なのかということで、片仮名でカシダイハ克蘭カイって、それを漢字変換したら、旭川の部分がぱっと出て、あっ、やったと思ったんですね。それから、名前記入だとか、電話番号だとか、チケットの大人、子どもだとか、そんな部分で画面の切替えがやっぱり10以上たしかあったと思うんですよね。本来思ったのは、その画面が一応あるんですよね、進める前の。そこにどーんと、あさひかわ菓子博覧会のそれがあればすぐタッチしたらすぐスムーズなのに、まず、そこへ行くまで大変なものですから、これ、どうなのかなという感じで、最終的に、私は2回以上は行こうと思っているんで2枚と、あと、孫の分と思って中学生の分を1枚、取りあえず3枚購入してきました。

ちょっと、いろいろ長くなりましたけど、余計なことになりましたけども、とにかくやっぱりこの前売り券が売れるっていうことは、イコール来場者数につながる部分もあるんで、北海道での開催は久しぶりで、札幌から57年ぶりということですから、もうとにかくやっぱり大成功に収めてほしいっていう、そういうあれをもう持っているんですよ。そういう全国からいろんな菓子があって、やっぱり、来場者が買って、そういう取引、商売が成り立つような、そういった部分も十分つながる可能性があるわけでありませう。

そして、この前売り券がいまいち販売が伸びていないということで、若干、コンビニエンスストアでの販売が伸びているというようなことは答弁でありましたけれども、前売り券を購入して大雪アリーナに入場する際に、前売り券を提示することで様々なサービスや特典が受けられることは購入動機につながると思っております。そんな中で、チラシなんかでもいろいろなサービスが受けられるという、そういうことも載っていますけども、やはり、自分自身としては、これでもかかっていう、そういうサービス、特典が受けられるように増やしたほうがいいというふうに思っているんですけども、その辺のことについてどう考えているのか、お示しをさせていただきたいと思っております。

○石崎経済部主幹 前売り券をお店に提示することで、対象となる菓子店におきましては3%割引、また、飲食店によっては10%の割引を何度でも受けることが可能であり、購入動機の一つになっているものと認識しております。

現在、旭川を中心に約170店舗が参加しておりますが、札幌圏を中心にさらに広げていくために働きかけをしていると伺っております。

○高見委員 サービス内容ということで、菓子店における3%割引や飲食店における10%割引と、何度も受けることが可能ということなんですけど、やっぱり、前売り券を買うことでのサービス、特典、これだけでも大きなポイントになるかなと思っているんですけども、チラシにその点をちょっと書いていなかったと思うんですよね。その辺、前売り券を買うことによってどーんとこんだけの特典、サービスがありますよといったら、やっぱり購買意欲が高まると思うんですよ。その辺、ちょっと、今後において、2か月半ですけども、対応していただければなと思うわけでありませう。

続いて、先般、道新に第28回全国菓子大博覧会・北海道開催の大会長、札幌市のきのとやの長沼昭夫会長の、「あさひかわ菓子博の魅力、意義は」と題した記事が掲載されておりました。その中では、実行委員会主体による経費の圧縮や会場スタッフ不足を述べられていましたけれども、その点についての対応はどのような状況なのか、特に、予算規模や来場者数は、過去の開催はどのよう

な結果だったのかということも併せてお聞きしたいと思います。

○石崎経済部主幹 前回の三重県伊勢市での開催は、総事業費が約15億円、延べ来場者数は約58万人でした。

今回の旭川開催におきましては、会場規模と展示内容の縮小、広告代理店への一括発注の見直しなどで、前回に比べて予算規模が約3分の1となる約5億円の経費を圧縮しております。

会場スタッフにつきましては、多くのボランティアの協力が必要不可欠であり、実行委員会に参画している企業、団体のほか、学生や市民など幅広く募集していくと伺っております。

○高見委員 資料も提出いただいた中で、過去3回の部分も、旭川市は一応想定ということで載っていますけども、予算規模は15億円から19億円ということで、かなりやはり大きな金額になっているということで、今回の旭川市の開催においては規模縮小、大体3分の1程度で収めるということではいろいろと苦労されているのかなど。会場スタッフでも多くのボランティアの協力が必要ということも含めて、学生、市民、企業、団体を含めて何とか協力を募集しているという状況のかなというふうに思います。

旭川で開催される菓子大博覧会において、菓子大博覧会の内容的なことで、菓子材料で精密な花鳥風月を創作する工芸菓子の品評会というのが毎回開催されているということなんですけど、具体的にどういう工芸菓子の品評会なのか、その点をちょっと御説明していただきたいと思います。

○石崎経済部主幹 全国菓子大博覧会を開催する意義の一つとしまして、全国の菓匠、こちら伝統菓子職人のことですが、伝統の技を駆使して制作した工芸菓子を一堂に集めて展示することで、菓子文化及び技術のすばらしさを伝えるとともに、審査を行うことで、製菓技術の向上や継承、後継者の育成に貢献することを目的としております。

あさひかわ菓子博におきましては、全部で90作品の工芸菓子が出品され、全国菓子研究団体連合会を中心とした工芸菓子の専門家10名が審査員として会場で審査を行い、表現、色彩、技巧、テーマの4項目を評点し、名誉総裁賞を最高賞として表彰するものでございます。

江戸時代からの歴史がある工芸菓子は、旭川ではあまり見る機会がないので、この機会に多くの旭川市民に見ていただきたいと考えております。

○高見委員 それで、工芸菓子の品評会とはどういうものかということで御答弁をいただきました。旭川の菓子博においては全90作品が工芸菓子として出品されるということで、10名の審査員で厳正審査されるということと、表彰もあるということで、出品される方々はやはり力を注いで、また、来場者に興味を持ってもらうような形で取り組まれるのではないかなというふうに思います。

とにかく江戸時代から歴史あるこの工芸菓子という部分で、当然、答弁でありましたように、この旭川で見られるということは、今後においてひょっとしたらないかもしれないということですけども、それを見るだけでも価値があるというふうに私もちょっと思っているんで、これが、精密にできている工芸菓子が菓子の食材でできているというのは、本当にちょっと驚きを隠せないという状況になるのかなというふうにも思っております。

そこで、ちょっと違う視点でお伺いしますけれども、去年、質問をさせていただいた中で、シマエナガという言葉、片仮名の文字が出てきて、これ一体何ぞやと。私自身、それまで全然分からなくて、後で聞いた話なんですけども、旭川市に多くいる野鳥の名前だということで、写真なんかでもちょっと調べてみると、白い羽で、ちょっとぷくっと丸っこい形の非常に愛らしい野鳥だという

ことだったんですけども、この博覧会において、公式キャラクター、シマエ大福という名称で大変人気もあるということで評判でありますけれども、私自身は、この非常に愛らしいシマエナガにおいては、今あるシンボルキャラクター、旭川のあさっぴー、またゆっきりに続く、シマエちゃんでもいいですし、そんな部分で新たな本市のキャラクターに非常によいのではないかなと思っておりますけれども、この質問がこの担当課にふさわしいのかどうかというのはあるのかもしれませんが、その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 あさひかわ菓子博公式キャラクターのシマエ大福は、今、委員がお話しされたように非常に人気がございますが、こちらのシマエ大福につきましては、一般財団法人北海道菓子協会が商標権を所有していますことから、菓子博開催終了後につきましては、北海道の菓子業界を盛り上げるために利用されるものと認識しております。

○高見委員 シマエ大福という公式キャラクター、あさひかわ菓子博でも位置づけておりますけれども、シマエ大福については、一般財団法人北海道菓子協会が既に商標権を登録、所有しているということであります。そんな部分で、開催終了後においては業界を盛り上げていくために利用されていくのではないかと御答弁でありますけれども、既に着ぐるみ的なシマエ大福人形があるのかどうかちょっと分かんないんですけども、ないのであれば、早急に制作するってなっても2か月以上かかるかもしれないですけど、会場にそういうあれがあれば、結構人気っていうか、SNSやそういった部分での投稿を含めて、写真撮りが非常に多くなるんでないかなというふうにちょっと感じた次第であります。

この件について最後の質問になりますけれども、昨年第4回定例会の一般質問でも菓子博覧会の質疑がありました。そこでは、経済効果についての質問がありました。会期内で、これ、資料の中にも書いているように、20万人の来場者で、経済効果は約31億円ということで試算の答弁がありました。

自分自身は、何回も言っておりますように、その数字を上回る効果をもう期待しているわけなんですよね。道内、そして国内外にかかわらず、今、台湾線、韓国線の定期便が就航されていますけれども、そういったアジア圏からは、日本のお菓子というのも大変人気がありますし、空港内にありますとか、台湾線、韓国線の航空機内のチラシ、また旅行会社の、旅行代理店のそういったPR強化っていう部分を含めて、残り2か月半になりましたけれども、やはり全力を挙げて取り組んだほうが良いというふうに考えておりますけれども、見解を伺いたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 これまで公式テーマソングや公式キャラクターを利用し、北の恵み食ベマルシェやさっぽろ雪まつり、旭川冬まつりなどのイベント出展、札幌地下街等での周知活動のほか、新聞や雑誌での広告、街頭放送での告知等を行ってまいりました。また、旭川出身のバリトン歌手、豊嶋祐壹氏をPR大使に、旭川のローカルアイドルグループ、ローワンベリーと御当地ヒーロー、龍神リョウガを公式アンバサダーとして委嘱し、活動の中で宣伝をしていただいているところでございます。

今後につきましては、先ほど答弁した前売り券購入者特典の対象店舗の拡大に加え、菓子博グルメアンバサダーとして委嘱している14名のインスタグラム・インフルエンサーによるSNSでの拡散強化、札幌圏における屋外広告の掲出、4月からはテレビやラジオのCMを放送することで、入場券の販売に結びつけていくと伺っております。

本市といたしましては、宿泊・飲食業や観光資源など幅広い分野への波及に加え、本市の歴史とともに歩んできた銘菓の魅力やその原材料となる多彩な農産物を発信する絶好の機会となると認識しており、引き続き、実行委員会の一員として、北海道や他の構成団体と連携しながら必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○高見委員 道内、国内外へのさらなるPR作戦の強化という点での御答弁でありました。

本市でも既にできる限り、そういった部分では取り組んでいるということで理解もしておりますし、4月からテレビやラジオでCMをどんどんしていくということでも、それなりに経費もかかりますけれども、やはり、そのPR効果に沿った形で来場者数、経済効果も上がるかなというふうに考えております。とにかく、全国菓子大博覧会においてはやはり総予算規模を含めて大きかったということで、今回は縮小しながら、そして、なかなか手を挙げてくれる開催地がなかったということで、たまたま旭川市がこういうことで取り組むことになったことは、非常に、ある意味いいチャンスだというふうに捉えている中で、今回、旭川市が、最終的に、予算を3分の1で抑えながら、来場者数やその経済効果を含めてかなり予想を上回る大反響だったということになれば、今後において、やっぱり、全国に、旭川市がそんだけ大成功に収めたんなら、うちらでもできるんじゃないかということにつながると思うんですよ、間違いなく。これ、長く続いている歴史ある博覧会ですから、そういう部分で、期待を込めてこの質問については終わりたいと思います。

それでは、続きまして、所管が変わりまして、農業振興課のほうに、6款1項3目のスマート農業・省力化技術導入支援費の、まず、事業概要についてお伺いしたいと思います。

○杉山農政部長 農業における担い手の減少、高齢化等により労働力不足が顕著になる中で、スマート農業技術の導入を支援することにより、農作業の効率化を図り、労働力負担を軽減することを目的としております。

令和7年度は、GPSガイダンス自動操舵システム及び水管理システムの導入支援を実施する予定であり、事業費は2千910万4千円を計上しております。

○高見委員 事業概要ということで御説明をいただきました。

それで、臨時事業費の予算書の中では、令和6年度、前年度は当初予算がゼロという数字が出ておりますけれども、しかしながら、令和5年度の補正予算を繰り越してございまして、最終的に6年度においては約3千500万円の事業費に当たるということで、スマート農業技術の導入支援を行い、引き続き、令和7年度は支援費用として3千万円弱の予算で、近年、かなり力を入れていると感じられるわけでありましてけれども、その意図するところは何なのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○杉山農政部長 担い手の減少や高齢化等により労働力が不足する中で、営農の効率化は喫緊の課題であると認識しております。

また、西神楽地域において基盤整備が進んでいるなど、大規模な農地においては高精度の作業が実現できるスマート農業技術が必要不可欠でありますことから、令和7年度におきましても、引き続きスマート農業技術の導入を積極的に支援していこうという意図でございます。

○高見委員 答弁でありましたように、とにかく担い手の減少あるいは高齢化ということで、本当に、私の地元のJAたいせつ地域もいろんな問題を抱えている中で、営農における効率化っていうのはやはり大きな課題、問題だと感じております。

西神楽地域も基盤整備が進んでおりますし、私のところのJAたいせつ地域、東鷹栖地域も、本
当に、今回初めてとなると思うんですけども、大規模な国営事業の基盤整備事業も計画している、
そういう状況の中で、とにかく作業効率を高めるために、やはり、今までの、昔のような1反田ん
ぼ、2反田んぼという小さい水田や畑というのは、機械の効率を含めて、畦畔の草刈りを含めて、
非常に労働力を要するわけでありまして、面積の大規模化、そして、機械自体も大型化しておりま
すから、そういう部分で今後においては避けられないというか、早急に、基盤整備、また農地の圃
場整備を含めて進めていかなければならないというふうに感じております。

このスマート農業・省力化技術導入支援費は、事業概略では説明をいただきましたけれども、具
体的には一体どのような支援費なのか、その点を再度お聞かせいただきたいと思います。

○杉山農政部長 今回導入を支援しますのは、2種類のスマート農業技術で、一つは、GPSガ
イダンス・自動操舵システム、補助率は2分の1、補助金の上限額は農家1戸当たり125万円、
もう一つは、水田の水管理システムで、補助率は同じく2分の1、補助金の上限額は農家1戸当
り50万円となっております。

○高見委員 具体的に、どのような支援費かということで御答弁をいただきました。一つの大き
な支援費としては、GPSガイダンス・自動操舵システムということで、補助率2分の1という
ことなんですけども、これ自体、非常に高価で、100万円以上しているというふうにも聞いてお
ります。私自身は、もう既に現役から6年前に引退して息子に経営移譲しております。息子自体
は3年前に友達5人と農業生産法人を立ち上げてやっておりますけども、もうとにかく大規模農機
具、当然、田植機、トラクターを含めてGPSがついております。多分、会社で買ったときはこの
市の補助は使っていないのかなというふうに思うんですけども、今後、ますます、個人的な農家
でも、今年の米価高騰により、ある意味、収入も大きく増えていますから、農機の更新を含めて、結
構、多くなっているかと思うんですけども、そういう部分において、このGPS機能つきという
のは必須であるというふうに思っております。多分、かなり申請者数が多くなるんでないかなと
思うんですけども、農業者からの申請状況、申請の数の多さによって予算が不足するというこ
とはないのかどうかを含めて、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○杉山農政部長 令和7年度予算においては、事前の要望調査により、2年連続で申請を希望さ
れている方を除いておりますが、それ以外の方については、全て予算計上させていただいてお
ります。

当該事業を開始した令和4年度以降、補助を申請する方が増加傾向にあり、スマート農業技術の
普及促進に向けては十分に予算を確保してきたものと認識しております。

○高見委員 2年連続での申請は除外されるということで、それ以外は、全て、希望があれば予算
計上、積み上げて立てているということでもあります。

この事業自体は、令和4年度以降ということでもありますけれども、とにかく、私からも述べたよ
うに、こういったGPS機能つきの農機具は今後さらに増えていくということが予想されてお
りまして、とにかくこの申請が増加傾向にあるということであり、今後においても十分予算を確保し
ていきたいという御答弁であります。

そこで、このスマート農業という言葉、最近よく耳にするわけでもありますけれども、スマート農
業という言葉自体、正確な定義と言われてみると、自分自身、ぴんと理解していない部分もありま

す。そんな部分で、このスマート農業というのは、具体的に何を指して、何を意味しているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○杉山農政部長 スマート農業技術とは、ロボットであったりAIと言われている人工知能、それから、あらゆるものをインターネットに接続する技術であるIoT、こういったものの情報通信技術を活用した農業のことを指しております、農作業の効率化、農作業における身体への負担の軽減、農業経営管理の合理化による農業生産性向上などの効果が期待されるものです。

○高見委員 スマート農業という言葉の意味の取り方でありますけれども、ロボットとかAI、そういった人工知能という部分が主な意味合いかなというふうに思います。

そこで、GPS機能つき田植機であるとかトラクターも、ほかにも、いろいろな、そういう衛星を利用したそういった部分での機械自体、今後ますます普及することが想定されるわけでありまして、そうした機材、機械の購入補助は本市としてはどう考えているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○杉山農政部長 GPS機能があらかじめついている田植機ですとかトラクターは、現状におきましても、GPS機能部分のみを補助対象として導入を支援しているところではございます。しかしながら、トラクター自体も補助対象に含めるとなると、膨大な予算が必要になってくることから、農作業機械本体を含めた補助は難しいものと考えております。

○高見委員 トラクターや田植機といった、そういった機械本体への補助も含めての見解でありますけれども、本市としては、GPS機能部分のみを補助対象として、そういった機械本体の補助となると膨大な予算が必要になるということで、当然だと思うんです。

その補助率いかんによっては対応し切れないこともないとは思いますが、もうとにかく、今、いろんな世界情勢の絡みを含めて、もうあらゆるものの物価が高騰しているということで、当然、為替相場の円安が大きく影響しておりますけれども、農機具も、農業機械も、もう100馬力以上とか、田植機も8条植えとか、近年、かなり高額になって、そんな中で、もう、トラクターに関しては、100馬力以上は、土地は別にしても、家が1軒建つぐらいの価格でありまして、そういった部分で本市でできる限りの補助の取扱いについては御尽力いただければと思っております。

そして、スマート農業・省力化技術導入支援費、水田の水管理システムもありますけれども、そういった先進技術導入に当たる支援費について、農家個々に有効利用してもらうための周知方法というのは一体どういうふうにとっているのか、その点、お聞かせいただきたいと思います。

○杉山農政部長 補助制度につきましては、各農協を通じて農業者へ周知し、併せて需要調査を実施しております。また、事業によっては、農協と共同で補助事業の受付会を実施しまして制度の周知を図っているところでございます。

○高見委員 この支援費の周知方法としては、各農協を通じて農業者へ周知して需要調査をしているということでの御答弁であります。

それで、GPSガイダンスであるとか自動操舵システムにつきましては、やはり、もう何といたってもこの機械の正確性が重要となってきます。実際、息子たちの会社の田植機なんかでも、一応それを使ってはいるんだけど、石ころがあったりとか、たまに山間部のほうで電波の受信が悪いのか、ちょっと方向がずれたりっていうことで、必ずしも全て100%正確に真っすぐ行くっていうことでもないらしいんですけども、そういったGPS機能を含めて、機械の正確性がやっぱり重要だと

思っているんです。その位置情報を補正するための基地局、できるだけやっぱり近いほうが電波を受信しやすいですし、正確性も伴うと思うんですけれども、その基地局の設置について、どうなっているのかを含めて、市の見解をお伺いしたいと思います。

○杉山農政部長 委員が御指摘のとおり、スマート農業技術を利用し、より正確な作業を行うには、GPSの位置情報の精度を補正するための基地局等が必要となります。

本市といたしましては、平成28年度に、将来的にスマート農業技術の普及が見込まれることを考慮し、GPS技術導入推進事業により、市内農協が整備するRTK-GPS基地局3か所に対し、設置費用の支援を行ったところです。

現在、この基地局の効果によりGPSの位置情報が補正されることで機械のより正確な運行が可能となっており、本市のスマート農業技術の普及に寄与しているものと考えております。

○高見委員 当然、本市も、位置情報の精度を補正するため、基地局が必要ということは認識しており、現在、市内に3か所の基地局が設置されており、スマート農業技術の普及に寄与しているということでの考えということで御答弁をいただきました。

それで、この部分についての最後の質問になりますけれども、市内各JAとの、スマート農業、そういった部分での支援の連携を含めて、その辺はどうなっているのか、御答弁をいただきたいと思います。

○杉山農政部長 JAとの連携についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、農業者の需要調査を各農協に依頼し、予算要求に当たっての需要の掘り起こしを行うほか、通常業務の中におきましても、スマート農業技術の導入支援についてどのようなものが求められているかなど、農協から直接意見を聞き取っております。

スマート農業の普及においては、今後とも、農業者や農協の意見をしっかりと伺いながら、支援事業を構築してまいります。

○高見委員 市内各JAとのスマート農業を含めたこういった支援策についての連携ということで御答弁をいただきました。

各農協から、いろいろ、直接、意見の聞き取りなんかも行って、どういうものが必要なのか、また、今後においても含めてそういった部分の聞き取り調査もしているということで、また、農業者なんかもそういった部分で意見をしっかりと伺いながら支援内容を積み上げていくということでの答弁でありますけれども、今後、最新技術、これからまだまだどんどん出てくると思うんです。そういう部分、やっぱり農作業の軽減化に向けて必要なものだと思いますので、その辺を含めて、農政部としてもしっかりと予算を組み込んで対応していただければとお願いして、この質問については終わりたいと思います。

それでは、最後の質問項目ということで、同じ農政部で、予算科目6款1項2目、事業名は中山間地域等直接支払事業費でありまして、予算額が1億7千886万7千円でありますけれども、この中山間地域等直接支払制度について、事業概要の説明をまずいただきたいと思います。

○林農政部長 こちらの制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業活動を継続させるため、国、それから地方自治体による支援を行う制度でありまして、多面的機能の維持や耕作放棄地の発生防止を目的として、集落等を単位とした協定が締結され、集落に対して対象面積に応じた交付金を交付するものとなっております。

こちらは、平成12年度から実施されており、1期5か年で取り組むこととされております。今年度が第5期対策期間の最終年度でありまして、令和7年度、新年度から第6期対策期間が始まります。

本市では、東鷹栖、東旭川、西神楽、神居の4集落が交付金を受けて農業生産活動に取り組んでいるところであります。

○高見委員 私の質疑時間、最初は90分でやっていたんですけど、途中、また10分減らして80分になっていますけども、全体のこの分科会時間が結構余力があるということで、ちょっと、この中山間については過去も一般質問や分科会質疑でも質問したことがあるんですけども、あまり掘り下げて質問した経過はなかったんですね。その意図するところは、この後の質疑、答弁の中で出てきますけれども、今回、かなりちょっと掘り下げて、今、事業概要を言いましたように、東鷹栖、東旭川、西神楽、神居、この4集落が、現在、交付金を受けているという状況なこともありますから、その辺を含めて質疑時間はちょっと長めになるかと思えますけれども、そんな大幅ということはないんですけども、ちょっと掘り下げて質問したいなということで取り組みたいと思います。

それで、この事業費1億7千886万7千円のうち、国からの交付金が2分の1、9千万円弱が国から受けられて、本市と道からは、交付金が同額、それぞれ4分の1で約4千400万円と捉えてよいのか、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

○林農政部長 おっしゃるとおり、事業費の約2分の1が国の負担、それから、本市と道でそれぞれ約4分の1ずつを負担しております。

○高見委員 この事業費は、2分の1が国、本市と道で4分の1ずつということでの御答弁であります。

この中山間地域等直接支払制度、これ自体はもう25年を経過しているわけでありましてけれども、その発足から、その後、大きな制度変更がありました。時系列に、簡潔でよろしいので、御説明をいただきたいと思えます。

○林農政部長 本市では、平成13年度に東鷹栖、令和元年度には東旭川が制度の活用を開始しております。その後、令和2年度から、棚田地域振興法による指定棚田地域が追加されたことによりまして、令和3年2月に指定棚田地域の指定を受けた西神楽、神居、こちらが令和3年度からの本制度の活用を始めております。

○高見委員 これまでに中山間制度の制度変更、改正があって、それを時系列で簡潔にということでの御答弁をいただきました。答弁の中では、これは、平成12年度に中山間地域等直接支払制度がスタートしまして、その1年遅れでありましたけど、私の地元の東鷹栖が知事特認を受けてずっとここまで来ていた経過もありまして、その後、令和元年度には東旭川も知事特認を受けて対象になったということで、その後、令和2年度から指定棚田地域が追加されたことによって、先ほど言いましたように、新たに西神楽、神居地区も適用になったということで、令和3年度からそれを利用している、活用しているということでの御答弁をいただきました。

国の予算で、衆議院も可決しておりますし、そして、本年度の農業予算におけるこの中山間地域等直接支払いに関わる予算として総額285億円がもう決定しているというふうにご聞きしました。

25年前に食料・農業・農村基本法が成立しましたがけれども、昨年5月にこの食料・農業・農村

基本法が改正になりました。この基本法が25年前に成立した時点で、第35条第2項においてこの中山間地域等直接支払制度も組み込まれたのであります。

私自身、農連の関係で中央行動も何回も行って、農水省の職員といろいろな意見交換をする中で、この食料・農業・農村基本法については、とにかく食料自給率はこの25年間で1%も上げることができず、農業という部分では農家戸数が、2000年から2020年、20年間に、旭川市の農家戸数も、1回、農政部で農林業センサスで調べてもらった経過がありますけど、44%~45%減っているんです。今年、ちょうど5年置きに行われる農林業センサス、もう既に、年明け早々に、女性の方でしたけども、統計調査員の方が来ました。私は息子に経営移譲していますから、息子も会社経営をしていますので、会社で、農林業センサスは5人でその分を受けるということで対応しております。

2025年の今年の農林業センサスの統計がいつ頃発表されるかは分かりませんが、これ、2000年からこの25年の間に、20年間で44%~45%減っているんですから、もうとにかく5割は間違いなく超える減少率だと思います。ひょっとしたら、もう6割になるんでないかという、非常に危機感を感じております。

そうした中で、農村という部分では、農山漁村地域、そういった部分を含めて、とにかく人口減少と高齢化率でもって限界集落が多発する懸念があるということで、私自身、本当に絵に描いた餅政策だというふうに苦言を呈しておりましたけども、そんな中で、冒頭に言いましたように、この中山間地域等直接支払制度が食料・農業・農村基本法の中に組み込まれた、これだけはもう大きく評価したいと思っているんです、これだけは。とにかく、25年前に中山間地域等直接支払制度がなかったら、今、25年間で全国で耕作放棄地がどれほど出ていたかと思うんですよね。私は、それをもう本当に実感しています。そんな部分で、これが、耕作放棄地を出さない、発生を抑えているという大きな法律だと非常に評価をしているわけでありまして。

ちょっと前置きが長くなりましたけども、食料・農業・農村基本法の中に組み込まれた中山間地域等直接支払制度なんですけども、このスタート時は、いまだにもうとにかく記憶しているんですよ。5法6項、旭川市も適用になれば、私の地域の三箇地域は非常に救われるというふうに考えておりましたけども、この5法6項というその5法は特定農山村法、過疎法、山村振興法、半島振興法、そして離島振興法ということで、もう半島だとか離島だとか、そういうところは当然理解しますけれども、旭川市では条件不利地域、傾斜地の農地が多い中でこれまで対象になっていなかったわけでありまして。

このスタート時において、本市は、過疎法や山村振興法等の適用にはならなかったということで理解していいのか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○林農政部長 平成12年度に制度が創設された際、市内にただいまの5法に該当する地域は江丹別地域だけということでありました。当該地域からこちらの制度の活用については希望がなかったということで、本市では適用がなかったものと認識しております。

○高見委員 旭川市内においては、5法に該当する地域は平成12年度においては江丹別地域ということで、この5法に、まずこれを適用する条件にはなっていたけれども、手挙げすることなく、適用を受けたいという、そういうあれがなかったということでありまして。当該地域、江丹別以外でも希望がなかったということでの答弁もあったと思うんですけども、要望は、当然、東鷹栖が適用

にならないかということで対応、相談を含めてしていたと思うんですけども、とにかく5法6項の中では旭川市はもう適用にならなかったということで、その江丹別が適用になるにもかかわらず手を挙げなかったというのは、集落で組んだ事務处理的な作業を含めて、これ、やっぱり、事務作業量を含めてかなり負担になるということもあって、そんな部分で手を挙げなかったのかなど。面積も必ずしも多いとは思いませんけれども、そういうことがちょっと考えられるわけであります。

それで、これまでの法改正を時系列で御答弁いただいた中で、令和元年からの棚田地域振興法の内容について、まず、お示しいただき、初期の段階の制度と大きく違う点は何なのか、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

○林農政部長 棚田地域振興法は、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的といたしまして、棚田地域の持続的発展と国民生活の安定向上を目指すものとして、令和元年8月に施行されております。国は、指定棚田地域の指定、それから、指定棚田地域振興活動計画の認定、こういったことを行いまして、棚田保全活動や地域振興活動に対して支援を行うものということになっております。

棚田地域振興法の施行に伴いまして、中山間地域等直接支払制度の第5期対策期間から、指定棚田地域、こちらが新たに追加されております。

○高見委員 令和2年から追加された棚田地域振興法の内容ということで御答弁をいただきました。基本的には、指定棚田地域ということでの認定要件によって、多くの条件不利地が救われているというような状況であります。

これも、たればの話になるんですけども、もっと早い段階でこの棚田地域振興法の施行というか、これが最初であれば、旭川市も、すんなり、条件不利地域、緩・急傾斜地を含めて対応になり得る可能性があったということなんですよね。もう、最初から、国はそういうことも当然想定していないし、予算の、お金の問題もあるということで理解もできないわけでありますけれども、それで、次の質問として、平成12年度からスタートしたこの中山間制度でありますけれども、この制度自体は1期5か年、今年度で第5期が終了し、来年度からは第6期がスタートいたします。

思い返せば、平成13年、1年遅れで、東鷹栖地域では、大雪土地改良区や、地元でありますけれども、JAたいせつの働きかけと努力で知事特認を受けることができて、そして、急傾斜のみ、当時、今もそうでありますけど、約1億円ありますけれども、対象となり、しかしながら、現在では棚田地域振興法適用に切り替えております。

今までの知事特認では、国、道、本市の負担割合は3分の1の支出割合であり、約3千300万円が本市の負担でありました。しかしながら、当時は、急傾斜と併せて緩傾斜もぜひ対象にしていたらいいということで、そのときの試算では、先ほど言いましたように、急傾斜が、これは20分の1以上ということで約1億円分、緩傾斜、これは100分の1以上の傾斜率ということで、そのときの試算では緩傾斜で4千万円分あったというふうに聞いているんですよ。だから、合計で1億4千万円、できれば対象にしていたらいいということで要望もしておりましたけれども、受け入れられなかったということで現在まで至っているということなんですけども、その理由についてちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

○林農政部長 知事特認に関して御質問がありました。こちらは非常に分かりづらい制度上のつくりになっておりまして、委員のおっしゃっていた知事特認については、この制度の対象地域とい

うのがまずあって、旭川市は対象地域ではないんですね、江丹別は一部該当していますけれども。まず、東鷹栖地域については、旧市町村ということで知事特認を受けたと。その中で、次に農地の話があって、基準の中には、急傾斜の農地区分でのどのぐらいの交付金だとか、それから緩傾斜、緩い傾斜ですけど、その傾斜でどうかと、そういう話がございました。

今、質問にあったのは、急傾斜は該当していた、ただ、緩傾斜のほうは要請しても受け入れられなかったということで、こちらについては、その緩傾斜の中でさらに基準がありまして、水田の田ですね。田の緩傾斜は20分の1未満、100分の1以上の傾斜とされておりますけれども、緩傾斜地の適用には、その可否や対象範囲の設定に当たりまして知事が定める緩傾斜農用地のガイドライン、こちらに基づいて市町村長が特に必要と認める場合ということになっております。このガイドラインでは、高齢化率、それから耕作放棄地率、こちらが全国の中山間地域の平均以上ということが記載されておまして、東鷹栖地域は耕作放棄地の率が全国の平均以下ということで条件を満たさなかったのが理由となっております。

○高見委員 平成13年、かなりもう前になりますけれども、急傾斜のみ東鷹栖地域は知事特認を受けて、緩傾斜も要望していたけど、緩傾斜については取り入れてもらえなかったという部分での市の御答弁であります。急傾斜はもう当然問題なくいただいていますけど、その緩傾斜農地においては、御答弁でありましたように、知事が定める緩傾斜農用地のガイドラインがあるとのことですが、これは、平成12年、中山間制度のスタート時から存在して、それが前提だったということで理解していいのか、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○林農政部長 おっしゃるとおり、ガイドラインは制度スタート当時から存在しておりました。

○高見委員 ガイドラインについては制度スタート時から存在しているということで、私自身も、正確なその部分の、緩傾斜のガイドラインというのはなかなか認識不足だったという部分で十分反省しているんですけども、先ほど答弁をいただいた知事が定める緩傾斜農用地のガイドラインというのは、市町村長が特に必要と認める場合とされており、そして、当然、傾斜率がありますけど、そのほかに高齢化率及び耕作放棄地が全国の中山間地域の平均以上とすると記載されているということで、東鷹栖としてこの緩傾斜が対象にならなかったのは、高齢化率は多分クリアしていたと思うんですけども、この耕作放棄地が全国の平均以下となっていることで条件を満たさなかったのが理由ということで答弁をいただきましたが、この部分だけ、どうしても私は理解できないんですよ。この耕作放棄地が全国の平均以上ということは、耕作放棄地が要するに多いうことでの理解で捉えられると思うんですよ。本来、耕作放棄地がないような状況で、適正に農地を維持管理しながら生産物を上げている。だから、これが、もう耕作放棄地が少ない地域っていう、逆にそういう捉え方なら本当に全然問題ないというふうに思うんですけど、全国平均以上という、耕作放棄地が多いところに適用して、補助金を、そういう整備費を含めて、そういうところにお金をかける必要性も含めて、どうもこれは理解できないんですよ。その部分をぐだぐだ言っても仕方ないと思います。

そこで、今、緩傾斜についてお伺いしましたけれども、急傾斜、20分の1以上の傾斜率においても知事が定める緩傾斜と同じようなガイドラインがあるのかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○林農政部長 急傾斜につきましては、ガイドラインはございませんので、決めている要領本体の

ほう、そちらに記載がありますので、そちらに従って手続をする、そういうことになります。

○高見委員 急傾斜については道の要領で定められているということでもあります。

急傾斜については適用を既に受けているので問題はないと捉えておりますけれども、そこで、平成13年、この中山間制度がスタートして、1年遅れで東鷹栖地域が知事特認を受けることができた、その要因を本市としては把握しているのか、その点をお聞かせください。

○林農政部長 東鷹栖地域は、既に5法地域であった鷹栖町と隣接しておりますので、用排水路を、鷹栖町と東鷹栖、こちらが共同で利用している、そういった状況がございまして、また、鷹栖町と東鷹栖は営農の一体性があつた、こういったことが要因であると認識をしております。

○高見委員 御答弁いただきましたように、私も同様に認識しております、東鷹栖地域は、5法6項の、過疎法だと思いますけれども、隣接している鷹栖町がもう適用になっていたということで、東鷹栖は、隣り合わせ、隣接しているということと、用排水路を鷹栖町と東鷹栖が共同で利用している、そういった部分が知事特認要件で認められたということでもあります。

で、ほかの旭川市内の地域では条件不利地もたくさん、多くある中で、なかなか東鷹栖地域のような知事特認要件が満たされない時期が今まで長かったわけでもありますけれども、東旭川地域が5年前に知事特認を受けることができましたけれども、そのクリアできた要因は、要件は一体何だったのか、お示しをいただきたいと思えます。

○林農政部長 東旭川地域につきましては、5法地域に該当している、こちらは当麻町と隣接しております、それから、対象となる集落の農林従事者割合、または農林地率、それから、人口集中地区からの距離及び人口減少率の基準、こういったものを満たしたため、対象となったものであります。

○高見委員 東旭川地域も、農家の方々から含めて、何で東鷹栖だけ知事特認を受けて中山間を受けられるんだという、私も個人的に受けたこともありますけれども、ようやく東旭川も知事特認を受けられて適用になったということで、東鷹栖地域の知事特認要件とは、先ほど申し上げた要件とは少し異なっていると感じておりますけれども、その知事特認要件の幅が広がったというふうに捉えていいのかどうか、その点、ちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

○林農政部長 東旭川地域の特認要件となった農林地率、人口集中地区からの距離、それから人口減少率につきましては、制度の開始当時からございました。幅が広がったというよりも、もともと根拠になっている特認の項目の別項目で、それぞれ東鷹栖、それから東旭川が認定をされている、そういう事情になっております。

○高見委員 東旭川が、長くはかかりましたけれども、知事特認を受けられるようになって非常によかったことだなというふうに私自身も思っております。

その後、さらに、よい方向での大きな制度改正があり、前段の質疑、答弁の中でも出てきました新たな棚田地域振興法追加によりまして、本市でも知事特認を受けていた東鷹栖、東旭川地域以外でも対象農地が広がり、可能となりました。

そこで、さらに、知事特認の負担割合、今までの3分の1から、この中山間制度、本制度の正規の4分の1への負担軽減にもつながりましたけれども、本市としてはこの制度改正をどう受け止めたのか、その点の見解をちょっとお伺いしたいと思えます。

○林農政部長 棚田地域振興法の制度改正に伴いまして、令和2年度に指定棚田地域に指定された

西神楽と神居、こちらが交付金を受けることが可能となりましたことで、当該地域の農業生産活動の維持に有益なものとなる、そういった受け止め方をしております。

○高見委員 この制度改正における市の受け止め方ということで見解をいただきました。

この棚田地域振興法追加によってようやく東鷹栖、東旭川地域以外も対象となりまして、神居、西神楽の2つの地域が増えましたけれども、交付を受けるための傾斜の測量等はどういう形で実施されたのか、その点を知り得たらお聞かせください。

○林農政部長 傾斜測量につきましては、集落で、北海道土地改良事業団体連合会、こちらに委託をして実施したというふうに聞いております。

○高見委員 そこで、ほかにも傾斜地のある農村地域があると思うんですけども、例えば、東鷹栖と石狩川を挟んで隣接している永山地域、この永山地域はもう本当に平地が多いという、そういう山間部のイメージは全然ないんですけども、その永山地域がありますし、前段でも、5法で最初から適用となる江丹別地域があるわけでありまして、その江丹別地域は、制度改正に至ってもそういう希望がないという状況なのかどうか、その辺を含めてお伺いしたいと思います。

○林農政部長 ただいまの傾斜測量等、こちらについては、申請する集落で実施することになりますけれども、永山地域につきましては、地域で制度の活用希望がなく、傾斜測量等は実施していないものというふうに認識をしております。

また、江丹別地域につきましては、先ほどもお答えしましたが、5法の一つである山村振興法、こちらの指定を受けていますが、こちらも、活用の希望がなく、本制度の活用には至っていないというところがございます。

○高見委員 永山地域、江丹別地域はどうなのかということで、活用の希望がないということで現在に至っているということでもあります。

旭川市の中心を取り巻く環境というのは農村地帯であります。農村地域におけるこの中山間地域等直接支払制度における不公平感というのがようやく解消されたと、私自身、捉えております。当初、東鷹栖が1年遅れで知事特認で急傾斜を受けられても、緩傾斜が受けられなかったということで、本来のガイドラインがあって適用にならなかったということで、私自身は認識しておらず、その当時は、東鷹栖だけという、やっぱりその不公平感、そして予算も要するというで、緩傾斜はできれば遠慮してもらいたい、そして議会の承認も得られない、そういうことが大きな要因で、緩傾斜も含めて、東鷹栖地域のみというそういう不公平感で、私も強く言えない部分は当然あったことも事実ですし、今回、そういう部分で、旭川市の中で手挙げしないところは2つあるけれども、希望していた4地域がもう全て対象になったと、条件不利地の、そういった部分での方向性が変わったということでもあります。

ちょっとその点についても最後のほうで見解を述べたいと思いますけれども、次の質問は、交付金についての質問ですけれども、平成12年、このスタート時から、個人支払い分、これ、100万円が農家に対する直接支払いということで、100万円が上限ということで長く続いておりましたけれども、この件につきましても大幅によい方向で改善されてきておりますけれども、その経過を示していただきたいと思っております。

○林農政部長 制度開始から上限100万円とされてきたこの個人配分は、担い手が減少していく中、協定農用地の引受け手となる大規模な農家にも対応するよう、平成27年度に100万円から

250万円に、それから、令和元年度に250万円から500万円に見直しされました。

○高見委員 長く続いていた個人支払い分は100万円が上限という、もうとにかく100万円を1円でも超えたら駄目だという、そういう部分での規制があったわけでありませけれども、制度変更によって、平成27年度、15年後に、その上限額が100万円から250万円に、そして、令和元年度からは250万円から500万円ということで、うちの地域でもたしかこの上限1人500万円を受けている農家の方がおりますけれども、この個人支払い分の直接支払いというのは、全く、新たにぼんと収入源が増えたということで、農家に見れば本当にありがたいんですね、やっぱり。そんな部分で、今、その経過を、個人支払いの分の説明をいただきました。

それで、中山間地域等直接支払制度において、耕作放棄地を出さないことが絶対条件でありますけれども、現在、本市対象農地における耕作放棄地は、当然ながら発生していないというふうに捉えてよいのか、その点をお聞かせください。

○林農政部長 中山間地域等直接支払制度の対象となっている農地において、耕作放棄地は発生しておりません。

○高見委員 耕作放棄地は発生していませんということでの御答弁であります。発生すれば、交付金返還ということも含めて、そういう対象になるのかなというふうに思います。

そこで、上川管内は23市町村があるわけでありませけれども、この中山間地域等直接支払制度の対象として実施している自治体数と、緩・急傾斜農地の両方を対象としている市町村はどうなのか、その点をちょっとお聞かせください。

○林農政部長 上川管内23市町村において、中山間地域等直接支払制度を実施している自治体数ですが、令和5年度は、全自治体23市町村になります。その中で、地目にかかわらずですが、緩・急傾斜農地の両方を対象としている市町村ですが、14自治体になります。

○高見委員 上川23市町村において、中山間地域等直接支払制度を実施しているのは、令和5年度においては、全自治体23市町村、全市町村が、地目、緩・急傾斜、両方を問わずして、とにかくこの制度を利用している、受けているということで、緩・急傾斜は、水田、畑地、草地もあるわけでありませけれども、そういった部分で緩・急傾斜の両方を対象としている市町村では、23市町村中、14自治体があるということでの御答弁であります。

それで、緩傾斜、急傾斜の両方の農地を全て対象としているということでの理解してよいのか、その点、ちょっと確認の部分を含めてお示ししたいと思ひます。

○林農政部長 こちらは、内訳のようになりますけれども、両方の農地を対象としている、先ほど答えました14自治体のうち、田、畑、草地、採草放牧地、全ての農地を対象としている、そういった自治体はございませ。しかし、田と畑と草地を対象としている、こういった自治体は4自治体、それから、田と草地を対象としている自治体が1自治体、田のみが7自治体、草地のみが2自治体というふうになっております。

○高見委員 次の質問では、個人支払い分とは別に、共同取組、今、各4地域が受けている中で、大体、個人支払い分、共同取組分が5割近くで運用していると思ひませけれども、その共同取組内容では、東鷹栖地域でも、長きにわたって、市からの、農政部からの要望等による、要するに農政部が既存で実施していた事業をこの中山間地域等直接支払いの共同取組で行うこととしていた経緯があったのも事実であり、市からの3分の1の支出金約3千300万円は、ある意味、既存事業と

しての取扱いとして一定額は大きな影響はなかったと捉えております。

現在は、棚田地域振興法適用により、正規の負担割合で本市は4分の1と負担が軽減されていることでもありますけれども、この点についての見解をお示しいただきたいと思っております。

○林農政部長 平成13年の中山間地域等直接支払制度開始時に、ただいまの共同取組の内容、こちらを本市から要望した事例といったことについては把握しておりませんが、共同取組活動に使用する交付金の使途につきましては、協定参加者の合意により決定されるというものでありまして、各集落では様々な課題を解決するために活用しているものというふうに認識しております。

財政上のお話もありましたけれども、市としては、財源が確保できた、そういうことを理由に特定の他事業に予算配分を優先的にする、そういった対応についてはしてはなくて、全体の中で予算を編成していく、そういったことになっているところでございます。

○高見委員 共同取組内容は、この中山間地域等直接支払制度の中身的な部分の資料も提出いただいており、個人配分割合、主な共同取組活動ということでも内容を記載していただいておりまして、私が、今、質問した部分におきましては、市から、こういうことで今まで農業予算でつけていた部分は東鷹栖は共同取組でカバーしてくださいよというような言い方は、直接的には言えない部分も理解します。とにかく、そういう部分で、答弁の中であったように、協定参加者の合意によってその共同取組の内容、事業は決定されていくものであるということでもあります。

現在、中山間地域等直接支払制度において対象となった4地域では、個人支払い5割、共同取組5割という形で取り組んでいると思っておりますけれども、各地域の共同取組の割合と、どのような取組内容なのか、これ、提出していただいた資料の中に載っているの答弁になりますけれども、お聞かせをいただきたいと思っております。

○林農政部長 共同取組の割合と活動の内容ですけれども、まず、東鷹栖集落、こちらは、共同取組割合としては45%、農用地等の保全整備、農地補修整備、衛星リモートセンシング、それから田んぼアート事業、こういったことに取り組んでおります。

また、東旭川集落の取組割合は57%で、水稻へり防除、土地改良、圃場整備、電牧柵の設置等に取り組んでいるところです。

西神楽集落につきましては38%、省力化機械の導入、鳥獣被害対策、農村景観の整備等となっております。

最後、神居集落では、割合41%、共同除草作業、米・ソバ乾燥調整、廃プラ、廃ビニールの適正処理、こういったことに取り組んでいるところであります。

○高見委員 資料で提出された内容で御答弁をいただいたわけでありまして、この中山間地域等直接支払制度においては、当初から地元の東鷹栖集落の監査役も務めておりまして、共同取組内容も、個人配分も含めて監査している経過もありますけれども、主な共同取組、東鷹栖の部分で、農用地等保全整備、大雨で畦畔が崩れたとか、そののり面の補修で2千700万円ぐらい使っているんですね。それが大きな部分なんですけれども、あと、一番下に、田んぼアート事業ということで、これも、長きにわたって田んぼに水稻6種類の品種を色分けしながら図柄を描いて非常に好評を博しておりまして、昨年、おとしは、濃いキャラクターのマツコ・デラックスさんということで、非常に来場者も去年は多く来たということで、そういった田んぼアート事業についても300万円から400万円を使わせていただいている、有効利用させていただいていると。ほかの3地域にお

いても、こういう形でまだまだいろいろやりたいこともあるし、取り組んでいる内容もあるかと思
います。

そこで、過去に質問した内容でもありますけれども、東鷹栖地域が知事特認を受けていた約1億
円のうち、市が負担していた3千300万円は、後に、国から、はっきりと色分けされてはいませ
んけれども、7割前後は地方交付税措置されている、そういうような答弁も受けておりますけれ
ども、その点は、現在、変わっていないというふうな認識でよいのか、その点をお聞かせいた
きたいと思ます。

○林農政部長 地方交付税措置につきましては、委員がおっしゃったとおり、7割前後が普通交付
税及び特別交付税により措置されております。

○高見委員 本当に、これ、大事なことで、理解もしていただきたいんですけれども、現在におい
ても、本市負担分の7割前後は後に地方交付税措置されているということなんですよね。そして、
今、1億7千万円近く、4地域が承認されて市の負担割合があるんですけど、その市の割合は、も
う財政が厳しいという中で、確かに大きいことは私自身も理解しております、十分。そういう中
でありながら、この市が負担している7割近くが交付税措置されているんですよ。そんな部分を含
めて、今、急傾斜のみですけども、緩傾斜を含めて、こういった農地の保全、また、農業者の経営の
そういった補助的な部分を含めて考えていただければと思うんです。

そして、昨年暮れ、この中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会で、集落機能強化加算
を継続しないことで検討されておりますけれども、その点は市としてどう捉えているのか、お聞
かせください。

○林農政部長 これまで推進してきました集落協定の広域化に加えまして、集落協定間で共通とな
っている課題から活動を連携するネットワーク化や、多様な組織や非農業者の参画を促進すること
により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを進めるということが第6
期対策の方向性としてありますけれども、これまでの集落協定広域化加算、それから集落機能強化
加算、生産性向上加算が同時に見直しをされまして、新たに集落協定間でのネットワーク化や統合
による体制づくりを支援するネットワーク化加算、こちらと、スマート農業による作業の省力化、
効率化を図る取組を支援するスマート農業加算、こういったものが創設をされます。

東鷹栖集落におきましては、この加算措置により、鷹栖集落とのネットワーク化、それから衛星
リモートセンシング事業、こういったことに取り組む予定となっております。

○高見委員 第6期対策として、集落協定であるとか、集落機能であるとか、生産性向上である
とか、スマート農業であるとか、そういった部分での加算措置が考えられているということでの答
弁であります。

時間もちょっと大幅に伸びてしまいましたけど、最後の質問ということでお伺いします。

これまで制度変更を含めてお聞きして、現在において、本市においては、よい方向で、ありがた
いことに、対象農地が、近年、3地域増えまして、公平性がようやく保たれたと言えるわけであ
りますけれども、しかしながら、依然として、何度も言っているように急傾斜のみでありまして、
緩傾斜面積が対象外となっております。早い段階でこの緩傾斜も対象となるように、知事特認要件
の緩和変更も含めて最善の努力をすべきと考えますけど、見解をお伺いしたいと思ます。

○林農政部長 この中山間地域等直接支払制度につきまして、今いろいろと御質疑をいただきまし

た。

最後にありましたように、最初からですけれども、急傾斜、緩傾斜の別によらずにどちらもしっかりと支援してもらえるように、そういったお話がありまして、内容については、これまでいろいろやり取りをさせていただいた内容で大体集約されているのかなというふうに思いますけれども、最後のほうでありましたように、今、第6期がこれから始まるうとしております。第5期までの制度の様子を見ていまして、度々、制度改正、基準も含めて大幅にされている経過がございます。今後も恐らくそういった動きが随時出てくるのかなというふうに考えていますし、そういった中では、改正の経過については、逐一、状況を把握しながら、少し注意深く見ながら、必要な対応を我々としてもしていかなければならないと思いますし、そういった中で、再三ありましたけれども、緩傾斜の要件緩和、こういったことが出てくるか、あるいは、そういったものに関連する加算も含めて対応があれば、しっかりと対応していきたいと思いますし、同時に、農業者の意見、声も聞きながら、あるいは周りの自治体とも連携しながら、必要なときには、国だとか道に対して要望、あるいは提案をしていくということも必要かと考えますので、そういった対応をしっかりと、市としても、今後、引き続きですけど、していきたい、そういうふうに思っております。

○高見委員 緩傾斜も対象になるような形で、市も最善の努力を願いたいってことでの、最初から最後まで、部長答弁、丁寧な説明をいただき、ありがとうございました。

皆さんにもちょっと勘違いしていただきたくないと思っているんですけども、私自身、地元の東鷹栖で農家の3代目ということで、6年前に息子に経営移譲したんですけども、先祖代々から条件のいい平らな農地で経営をさせていただいて、中山間における直接支払いの個人分の急傾斜を含めて、対象農地は一つもございません。しかしながら、約5割近い共同取組内容では、いろんな部分で恩恵を受けていることは確かであります。

そんな部分で、中山間地域等直接支払制度は、とにかく疲弊している農村部の手助け、活性化、いろんな部分で有効に活用されるやはり財源だと思っておりますので、先ほどから何度も言っていますように、本市の負担割合、7割前後が後に地方交付税措置されるんだということも含めて、何とか、緩傾斜を含めて、来年度から始まる第6期ですか、これに向けて御尽力をお願いして、私の質疑にしたいと思います。

大幅に時間を超過しましたことをお許しいただきまして、終わります。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○えびな委員長 再開いたします。

ここで、休憩前の分科会で石川厚子委員から要求のありました資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○えびな委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

御質疑願います。

○中村のりゆき委員 午前中は、高見委員さんから質問がありましたけども、私も、同窓会のほうで会長をやっておりまして、今日、迎え入れる、そういう御挨拶をやってまいりましたけど、末広小学校で同窓会長を22年間務めておりまして、この後、まだバトンタッチできそうもないので、しばらくは同窓会長やらせていただくことになると思います。

それでは、早速ですけども、質疑に移らせていただきたいと思います。

まず初めに、上下水道部の1款1項2目の配水管、下水管の布設工事に関わって質問をさせていただきますというふうに思います。

1月28日に埼玉県八潮市で起きた下水管の腐食によつての道路陥没事故というのは、発生からもう既に1か月半が経過しているんですけども、いまだに解決の見通しも立っていないというような状況もあつて、全国的にも、本当、衝撃が走つたというか、そんなような状況になってございます。

また、下川町でも、水道管の漏水事故というところでもかなり大規模な事故もありまして、今日も、今朝方、ニュースでも報道されておりましたけど、特定、漏水の場所が分かつたというようなこともニュースに出ていたので、これで終息していくとは思んですけども、上水道も、下水道も、やっぱり、配水管、また下水管の老朽化というのは、日本全国どの自治体でも共通した問題であり、課題になっているんだなというふうに思っております。

代表質問の中でも答弁がありましたけども、本市における緊急点検では、現時点においては危険箇所はなかつたということでもございました。

しかしながら、管路の老朽化が進んでいることは明らかだと思っておりますので、旭川市の現状と新年度予算を比較しながら、上水道、下水道も含め、検証してまいりたいというふうに思っております。

まずは、水道事業における管路の令和7年度の予算について伺いたいと思います。

○松本上下水道部水道施設課長 水道事業における令和7年度の建設改良費のうち、配水管に関する予算といたしましては23億4千914万1千円を計上しており、そのうち、配水管の更新に係る費用といたしまして19億1千112万円を計上し、令和6年度補正予算と合わせまして、令和7年度においては22.6キロメートルの更新を予定しております。

○中村のりゆき委員 22.6キロメートル、19億円余りの予算ということで御答弁をいただきました。

10年ほど前にも水道管、下水道管については質疑をさせていただいておりましたけども、管路の経年化率、老朽化率と当時は言っていたと思うんですけども、今は経年化率と言うみたいですけども、平成19年時では2.2%というものだったのが、平成28年のときにもう13.2%になっておりました。その後も、経年劣化というか、経年化率は進んでいるのではないかと思いますので、現状はどういうふうになっているのか、伺いたいと思います。

○酒井上下水道部管路管理課主幹 経年化率は、法定耐用年数の40年を経過した管路延長を管路総延長で割り返して算出するものでありますが、令和5年度末時点において、法定耐用年数の40年を経過した管の延長は約608キロメートル、全体管路延長約2千243キロメートルに対しまして約27.1%になっております。

○中村のりゆき委員 今日、テレビ報道でもその点を取り上げていたんですけども、北海道の経年化率はどのぐらいかという、2012年のときには7.5%だったものが2022年のときには25.5%になっていると、NHKの報道ではやっていましたけども、旭川は27.1%ですから、全道平均より少し老朽化、経年化率が高いということが分かりました。

それで、水道管の更新延長ということで、老朽化したものをやっぱり改修していつていると思うんですけども、過去5年間の推移について伺いたいと思います。

○松本上下水道部水道施設課長 管路の更新延長ですけれども、令和2年度は18.3キロメートル、令和3年度は17.2キロメートル、令和4年度は19.0キロメートル、令和5年度は24.0キロメートル、令和6年度の見込みは25.0キロメートルとなっております。

○中村のりゆき委員 結構頑張っているんだなというのは、年々、少しずつ更新延長を伸ばしてきているということで、令和6年度は25キロやっているということでした。先ほどの答弁では令和7年度は22.6キロでしたから、ちょっと短くなっているということもあるんですけども、以前は20キロ以内の更新にとどまっていたものが、20キロ以上に今なってきているということが分かりました。

下川町もそうなんですけども、漏水の主な原因と言われているのがTS型塩化ビニール管だったというふうに思います。連結が、やっぱり、どうしてもそこが甘くてっていうか、そこから漏水が起きるんだっていうようなことがよく言われているわけですけども、そのTS型塩化ビニール管の更新を主に行ってきたのではないかというふうに思うんですけども、更新の終了年次をいつ頃というふうに想定しているのか、お伺いしたいと思います。

○松本上下水道部水道施設課長 TS接続型継ぎ手の塩化ビニール管につきましては、令和10年度末までに市街地に布設している管の更新を完了する予定としております。

○中村のりゆき委員 水道管の管路の状況ということで資料ももらっているんですけども、令和5年度末の時点で111.5キロのTS塩化ビニール管がありましたんで、今年度は25キロをやっているんで、令和6年度を引くと86キロぐらいですか、それで、令和7年度の予算、そして、令和10年度末までには更新が全て終わるということで、結構、この問題についてはいろんな議員さんが取り上げていましたよね。当初は、20年ぐらいこの更新にかかるんだっていうような、そういうような話もあったんですけど、ようやく出口が見えてきたということで、今、令和7年度の予算を審議していますけど、令和10年度末までには更新が完了するということだと思います。

それで、以前の質疑の中でも、2027年時の水道管の経年化率を45%程度になるというふうに想定しているというふうに御答弁をいただいたところなんですけども、その想定に変化がないのかどうか、確認をしておきたいなと思います。

○酒井上下水道部管路管理課主幹 2027年度、令和9年度まで更新を行わなかった場合の経年化率を約45%と試算していたところではありますが、令和5年度までに行った更新により、令和5年度末における2027年時の経年化率は約40%となる見込みとなっております。

○中村のりゆき委員 少し改善されてきたということで、少しずつ早めて更新をしてきたんだということがこの数字からも明らかになると思うんですけども、法定耐用年数が40年ということなんですけども、今、30年から40年未満の管路がどのぐらいあるのかっていうことで、この資料によると644キロあるんですね。かなりの延長距離がありますし、20年以上30年未満というのは

521キロあるということで、全体が2千230キロですから、その半分以上が、この後、10年、20年の間に水道管の老朽化も進んで法定耐用年数が過ぎていくというような状況にもあるので、かなり、今後、更新を急いでいかなければならないということもあるのかなというふうに思うんです。

で、法定耐用年数が40年ということだと、いわゆる更新率でいうと、2.5%の更新率でやれば、掛け算するとそれで100%になりますんで2.5%ということなんですが、先ほど来ありましたように20キロちょっとぐらいですよ、更新しているのがですね。令和7年度予算でも22.6キロですから大体1%なんですよ。となると、やっぱり、更新を完了するのに100年かかるんですね、1%で計算するとですね。

法定耐用年数以上に使用できるものもあるんだということで、10年前もそういう答弁をいただいているんですけども、果たして100年もつかどうかということで、改めて、その点、見解を伺いたいと思います。

○松田上下水道部次長 本市の水道管の約7割で使用しております鑄鉄管で申しますと、全国的には、布設条件にもよりますが、100年以上の使用実績もあり、さらに、近年におきましては、鑄鉄の原料による強靱化や外面の塗装の防食性の向上、長寿命化などが施されていることを考慮しますと、本市におきましても、条件によりますが、100年間使用することは可能であると考えております。また、現在、口径100ミリメートル以下で布設しております配水用ポリエチレン管につきましても、腐食に強い高密度の材料を使用しているほか、100年寿命の検証に関する技術報告書があり、それを参考に、100年間の使用が可能であることを期待しているところでございます。

○中村のりゆき委員 100年間大丈夫だということで、自信を持って言っていたのかなというふうに思うんですけども、そういったことからいけば、今、更新は大体1%ぐらいの更新率で進んでいるので、計算上はぴったり合うということで、ただ、やっぱり、先ほども言ったように、山とか、布設替えをしなければならない時期というのが違うので、30年から40年未満の管路が先ほど言ったように644キロ、20年から30年のところは521キロですから、そこを、例えば20年のスパンで直すとする、やっぱり、かなりの延長距離で直していかなければならないということになりますんで、ここを、やっぱり事業費としては平準化していかなければならないということで、長寿命化計画等々もつくってきたと思うんですけど、そういった中で、先を見通しながら、この水道管の布設替えっていうこともやっぱりしっかり検討していただきたいなというふうに思っております。

水道管のほうはまだいいんですけど、下水管については、ちょっと、やっぱり、私は、本当に大丈夫なのかなという危機意識を持っているので聞いていきたいなというふうに思っているんですが、まずは、下水道事業について、下水管の更新に関わる令和7年度の予算の概要について伺いたいと思います。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 下水道事業における令和7年度の建設改良費のうち、下水道管に関わる予算としましては、8億4千139万4千円を計上しており、そのうち、下水道管の更新に係る費用としまして1億1千130万円を計上し、令和6年度補正予算と合わせて、令和7年度においては2キロメートルの更新を予定しております。

○中村のりゆき委員 令和7年度においては2キロメートルと。先ほど、水道が20キロぐらい、

20キロ超やっているんですけど、下水道は2キロぐらい、10分の1ぐらいということになりますよね。事業費としては1億1千130万円を計上しているということが分かりました。

それで、老朽化の現状について伺いたいと思うんですけども、10年刻みで経過年数別の管路の延長距離についてお示しいただきたいと思います。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 令和5年度末現在で、建設後50年以上経過した管路延長は約178キロメートル、40年以上50年未満が353キロメートル、30年以上40年未満が約751キロメートル、20年以上30年未満が約514キロメートル、10年以上20年未満が約89キロメートル、10年未満が約43キロメートルとなっております。

○中村のりゆき委員 50年以上の管路の延長は178キロということでそれほどでもないんですけども、今、答弁いただいたように、その先の40年から50年は353キロ、そして30年以上40年未満で751キロ、20年以上30年未満で514キロということで、かなり集中して布設工事をしてきたということのあかしだと思うんですね。都市機能がかなり旭川も拡大して、人口も増えて、かなり郊外にも住宅も立ち並び、下水管の布設工事が進んできた。昭和33年からの下水道事業ですから、途中、急速に布設距離を延ばしてきたということが言えると思うんです。

それで、下水道管の更新実績、ここ5年余り、どのぐらいの実績があるのかということでお伺いしたいと思います。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 管路の更新実績の延長ですが、令和2年度は1.2キロメートル、令和3年度は1.4キロメートル、令和4年度は1.5キロメートル、令和5年度は1.7キロメートル、令和6年度の見込みは1.5キロメートルとなっております。

○中村のりゆき委員 2キロに満たない更新でここ5年間は来ているということでした。令和7年度予算は2キロということで、そこをちょっと増やしてはいるんですけども、管路の、下水管の更新ですね。各地区の長寿命化計画を策定しながら進めているというふうに思うんですけども、老朽化のスピードと、管路を改修するその距離、更新実績、それが釣り合っていないのではないかなというふうに思うんですけども、急速に老朽化が進む中で、ほとんど更新ができていないという、そんなように見えるんですけども、その点の見解を伺いたいと思います。

○山田上下水道部次長 本市の下水道事業における老朽管対策は、平成20年度に創設された下水道長寿命化支援制度に基づき、長寿命化計画を策定して管路施設の更新を開始し、平成28年度に下水道ストックマネジメント支援制度に移行した後は、ストックマネジメント計画を策定し、現在まで管路施設の更新を進めているところでございます。

ストックマネジメント計画は、陶製の管及び鉄筋コンクリート製の管を対象として、建設からおおむね50年を迎える管について、建設時期が近い地区を一くりにし、管内カメラによる老朽度調査の結果を踏まえ、地区ごとの計画として策定しております。

令和5年度末時点で50年を超える下水道管約178キロメートルのうち、腐食による劣化のおそれのない雨水管と塩ビ管を除く約160キロメートルを対象に平成21年度から調査を実施し、このうち、腐食やひび割れなどの劣化があり、更新が必要とされる管路延長は17%程度にとどまっており、標準耐用年数の50年を迎えても、比較的、健全な管路が多い結果となっております。

なお、これらにつきましては、ストックマネジメント計画において設定した令和10年度までに更新を終える見込みでございます。

今後も、建設後50年となる地区を順次加えながらストックマネジメント計画の策定を進め、それに伴い、更新対象の管路延長も増加していくこととなりますが、国の交付金などを活用して必要な財源を確保しながら適切に老朽管対策を実施してまいります。

○中村のりゆき委員 計画的に更新してきた、点検も十分してきているので問題はないんだということで、そういう御答弁だったのかなというふうに思うんですね。

それで、平成28年度に、それまでは長寿命化支援制度ということだったので、長寿命化計画ということでしたけども、下水道のストックマネジメント計画ということで支援制度による計画を策定してきているということでした。

それで、私もこのストックマネジメント計画の計画説明書というものも個人資料としていただいているんですけども、どのように平準化しながら更新を進めていったらいいのかっていうところで計画を立てているというふうに理解をしているところですけども、その資料の80ページのところに、皆さんは資料がなくて大変申し訳ないんですが、シナリオ別改築延長、改築事業費及び緊急度の推移比較表ということで、シナリオで、4分類にして比較しながら、どれが計画としてふさわしいかということを決められているというふうになっているんですけども、この点、シナリオ1から4までありますけども、皆さんは資料がないので、ちょっと御説明をいただきながら、旭川市としての判断はどのシナリオにしているのかということで御説明いただければと思います。

○山田上下水道部次長 スtockマネジメント計画におけるシナリオの設定についてでございますが、污水管の改築に向けた事業費やリスクを考慮しながら最適な手法を選定するため、4つのシナリオを設定してございます。改築の期間を100年と仮定しまして、まずは、シナリオ1といたしましては、耐用年数を迎える50年で単純に改築を進めるもの、シナリオの2といたしまして、カメラ調査に基づいて、劣化が認められたもの全て、緊急性の高いものから軽度なもので、その全ての改築を行うもの、シナリオ3といたしましては、カメラ調査の結果、緊急度の高いもの、もしくは緊急度の中程度のものを対象に改築を行うとした場合、次に、シナリオ4といたしましては、緊急度の高いもののみを対象として改築を行うといった4つのシナリオを設定し、その中で、本市におきましては、シナリオ3、緊急度の高いもの及び中程度のもの、こうしたものを対象として選定しておりますが、こちらに関しましては、事業費とリスクのバランス、事業制度等を考慮すると最適なケースということでシナリオ3を選定しているところでございます。

○中村のりゆき委員 2千キロほどある下水管路ということで、正確に言うと1千927.9キロに及ぶ下水管路があるんですけども、これを、ストックマネジメント計画では、事業費を平準化しながら、リスクも分散しながらバランスを取る、そういったシナリオ3というところで選択をしているということなんですけども、ここには、事業費だとか改築延長、年間どのぐらいの延長を改築したらいいかっていう想定も一応書いてはあるんですね。

この点について、確認をしたいと思います。

○山田上下水道部次長 本市が採用しておりますシナリオ3について申し上げますと、シナリオ3では、100年間に於いて年間で約3.4キロメートルで劣化が進行し、対処が必要ということで予算を計上してございます。この内容につきましては、緊急度の高いもの及び中程度のものが100年後にないようにするため、必要な更新延長を計上したという状況でございます。

こちらについては、ストックマネジメント計画を算定するに当たっての要領等に基づいた仮定の

値でございます、実際に老朽度調査を行った結果から更新が必要となる延長とは若干異なるところでございます。

○中村のりゆき委員 100年間、その事業費も平準化しながら更新をしていくとなれば、平均値で、今すぐにかかる事業費とは言いませんけども、平均値で言えば年間34キロは更新していかなければならない、それも全部更新しているわけじゃなくて、50年置きに全部更新していくシナリオで言うと、年間90キロを布設替えしていかなければならないというふうになっているんですね、シナリオ1っていうところは。そこまでやる必要はないよと。当然、そうですね、悪いところを直していくっていうことがまずは大事ですし、使える部分は50年以上使えるっていうことも当然あると思うんですね。

そんな中でシナリオ3を選択しているんですけども、それは、年間34キロの布設替えなんですね。事業費にしてみると、これは年間55億円かかるということで、莫大な金額になって、100年間で5千500億円、下水管をやっぱり維持していくためには必要だということで、これは、今、下水管布設を始めてからの年数が100年を過ぎていないですけど、100年経過後は、多分、このシナリオどおりの計算の事業費がかかっていくと思うんですよ、今は50年経過していない下水管もまだまだあるのでね。そういうふうに考えますと、年間55億円かかる、そして、年間34キロの布設替えをしていかなければならないという、そういうような目安となるものだと思うんですね。

それで、先ほど来、下水道管の更新実績について御答弁もいただいたところなんですけども、ここでは2キロぐらいしかできていないという、2キロ以内しか更新できていないという現状がありました。今後、どういうふうになるのかっていうことで考えると、40年以上50年未満の下水管が353キロあるんですね。先ほどの答弁では、今までの50年以上の管路の健康調査をして17%は更新しなければならないということだったので、それを掛けると27.2キロになるんですね。そうすると、令和10年度まで更新をしていくということで、大体15年間ぐらいのスパンで割り返すと大体1.8キロぐらいになるので、この更新はぴったり当てはまるんですが、ただ、今後40年から50年を迎えるところがかなりの延長距離があるので、ここを直していくということになると、やっぱり、今、現状の悪いところだけ直すというよりは、先々、もうちょっと幅を取って直していかないと事業費の平準化になっていかないわけですよ。

30年から40年未満の管路を見ると751キロあるので、全体の38%ぐらい、約40%、だから、20年後はもうそういう、約40%の管路が50年を超えるという、そんな状況にもなるわけですね。もちろん、今、現状、160キロの点検をしている中で、悪いところだけ、17%直しているんですけど、ほかのところも悪くなってきますよね、当然、10年たち、20年たてば。そうすると、どれだけ直さなければならないのかということになるんですけども、先ほど、だから、1年間34キロぐらい直さなきゃならないという、そういう目安というのが示されていると思うんですけども、それ以上直さなければならないときも来る、可能性としてはあるんじゃないかなっていうふうに思っているんですね。

そうすると、先ほど説明していただいたシナリオ3というところで、事業費とリスクのバランス及び事業制度を考慮する最適なケースということで更新をしてきたというふうに、答弁としてはそういうふうにあると思うんですけど、私は、このシナリオの4番目、シナリオ4というのは何かと

いうと、もう本当に改修しなければならない、危険度合いがかなり高いところだけを直していくという、そういうシナリオなんですけども、それでも年間15キロ直していかなければならない、今2キロですけど、15キロ直さなきゃならない、100年スパンで見るとそういうふうになっているわけですね。

そのときのリスクはどういうことかっていうのも、評価として書いてあるんですが、緊急度2以上が増加していくため道路陥没リスクを伴うって書いてあるんですよ。まさに八潮市のような状況になるシナリオですよ。悪いところだけ直しているっていうところでやっていると、いずれはそういう陥没事故というのが急増していく、そういうリスクは否めない、だから、ここを選択しなきゃならないんですが、ただ、これまでの過去5年間の、先ほどの管路の更新実績だとか、新年度予算、令和7年度予算で2キロの更新を予算としては出されていますけども、どう見ても私はシナリオ4をやっているとしか思えない。先々、この後、老朽化してくるっていうことを考えれば、今のうちに、今そんなに老朽管が多いわけではないので、今のうちにやっつけていかなきゃならない、そういうような事業費を計上しなければならないというふうにも、このシナリオっていうことを見ると思えるんですけど、そのことについての見解を伺いたと思います。

○山田上下水道部次長 管路の更新についてですが、現状におきましては、シナリオ3に基づく緊急度の高いもの、中程度のものを対象に平成24年度から改築更新工事を行っておりまして、現在までは支障なく更新を行えてきているところではございますが、ただいまの委員の御指摘にありましたとおり、今後老朽管が急激に増加していくということも想定されますので、こうした部分におきましては、平成24年度から更新工事をスタートした中で、管更生工法ですとか、そういった新しい技術を採用しながら工事を進めてきておりまして、そういった工事の中で、例えば、経済性ですとか、もしくは新技術を使用することによる効率化ですとか、そういったことも念頭に置けるのかなというふうに考えております。

今後は、そういったことも念頭に置きながら、ストックマネジメント計画をアップデートしながら、しっかりと対処できるように計画を見直していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○中村のりゆき委員 何度も何度も同じような話を繰り返して申し訳ないんですけど、今の状況であれば、今の更新状況が駄目だということではないと思うんですよ。現状、悪いところを直していけばもうそれで済んでいると。ただ、やっぱり、先々の更新時期が、かなりもう、この10年後、20年後に一気に増えてきて、そのときに事業費がもう100億円ぐらいになるなんてことになるとう当然難しいですから、そうすると、全部、手がかからない、検査も間に合わない、直すことも間に合わないとなったときに、やっぱり、陥没事故っていうリスクが伴うと。だから、そうならないためには、やっぱり、このシナリオ3ということ意識するんであれば、もう少し布設替えを今の段階でもしておかなければならないという、やっぱりそういうふうに見えるんですよ。この計画とどうか、ストックマネジメント計画を読み込むとですね。

だから、その点、先ほど新しい技術もあって布設替えもやっているということだったのでちょっとお伺いもしますけども、従来は、もう、掘り返して、やっぱりもう取り替えるっていうことだったんですが、そうじゃない工法もあるということなので、そういった新しい技術、工法はどんな工法なのかということをお伺いもしたいなというふうに思いますし、あと、下

水管の寿命ですね。法定耐用年数は50年ということなんですけども、何年もつというふうに考えているのか、併せてちょっと御答弁いただけますか。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 下水管の寿命につきましては、腐食環境などを除き、比較的、条件のよい環境下におきましては、コンクリートの寿命は一般的に100年程度と言われております。そのため、下水道管につきましても、良好な条件におきましては、適切な点検やメンテナンスを行うことで同程度の寿命が期待できるものと考えております。

また、下水道の更新における新工法につきましてはですが、従来は、地上から道路を掘削して古い管を新しい管に入れ替える開削工法、これを使っておる場合が多かったんですが、新工法としましては、掘削を行わず、マンホールから材料を既設管の中に引き入れ、古い管の中に新しい塩化ビニール製の管を構築する管更生工法、この工法を使っておりまして、これら2つの工法を併用して更新工事を実施しているところでございます。

管更生工法につきましては、道路を掘り返す必要がなく、交通渋滞や騒音などの問題を軽減できるなどメリットが大きいことから、平成24年度から令和5年度末までに更新を実施した約18.6キロメートルのうち、9割以上について管更生工法を用いて更新を実施したところでございます。

○中村のりゆき委員 今、2つ答えていただきましたけども、1つ目は、下水管については100年はもつよということと、あと、新工法というのは、もう掘り返して布設替えをするんじゃなくて、塩化ビニール製の管を中で構築するということで、ちょうど日曜日ですか、「がっちりマンデー!!」の番組で私も見ていたんですよ。まさに今説明したとおりなんですけど、そういう塩化ビニール管みたいな、空気で膨らませて新しい管を作るという、そういう技術、こんなやり方があるんだなっていうことで思ったところなんですけども、今、本市の布設替えについては、答弁があったとおり、平成24年度から令和5年度までに18.6キロの布設替え工事をやった中の9割を今言った新工法でやっておられるということなんです。

それで、これ、従来工法と比べるとかなり工期も短縮できるかなというふうに思うんですけども、その工期がどのぐらい短縮されるのか、そして、事業費についてもどのぐらいの差があるのかということについても伺いたいと思います。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 管更生工法と開削工法の費用比較についてでございますが、最新のストックマネジメント計画において概算工事費の算出に使用している1メートル当たりの単価で比較いたしますと、およそ5から6割程度となり、管更生工法のほうが経済的であります。

また、工期につきましても、現場作業に係る実作業日数を試算した結果によりますと、標準的な条件下においてはおよそ4割程度まで工期を短縮できるものと考えております。

○中村のりゆき委員 いいことだらけですよ。5割から6割ぐらいの事業費で済むということと、工期も4割ぐらいでできてしまうということですから、だったら、なぜもっとやらないのっていう話、やっぱり言いたくなるんですよ。これだけ安くできるよと、経済性もあるし、工期も短くできるというところで、やはり、布設替えの延長距離をどう伸ばせるかっていうことを、このタイミングでなぜ考えられないのかなっていうのは、私はちょっと不思議なところがあるんですけど。

それで、ちょっと、1点確認しておきますけども、下水管の点検作業ですけども、国で定められているのは5年に一度というふうになっていると思うんですけども、本市における点検作業はどういうふうに行われているのか、伺っておきたいと思います。

○松田上下水道部次長 国交省が定めております下水道管が腐食するおそれが大きい箇所についての5年に1回以上の点検に対しまして、本市では、4年に1回の点検を実施しており、腐食などが確認された箇所につきましては修繕を行っております。また、建設後50年を迎える下水道管につきましては、老朽度調査は、管内のカメラによる目視点検を行い、その劣化状況などに合わせまして更新工事または修繕工事を実施しております。

○中村のりゆき委員 国の定めでは5年に1回の点検ということだったんですが、本市では4年に1回ということで、かなりその辺りは評価できる部分かなというふうに思って聞いておりました。

で、答弁の中でも、老朽化調査は、管内カメラによる目視点検、これが中心だということもあったんですけど、やはり、目視点検って、見落としもあると思うんですよね。ある程度、分かるということもあるのかもしれませんが、でも、八潮市も、国の定めによって点検してきて、やっぱりああいふ事態になってしまうということは、やはり見落としもあると思うんですよね。

ですから、この点、AIとか、そういったものを利用した形で、よりその判定度を上げる取組というのは、今後、多分、開発もされてくると思うんですけども、そこはアンテナを掲げながら、点検手法というか、やっていただきたいなというふうに思います。

それで、今現在は年間の下水管の更新が2キロ程度というふうにとどまっているわけなんですけども、点検して悪いところは直してきているわけなんですけども、数十キロ悪いところが出てくるっていうか、これから10年後、20年後になったときに、やはり、そういう老朽化がもう一気に進んできて、同時期に布設替えしている部分がありますよね。先ほど言ったように、延長距離で言うと40%ぐらいがあと20年後になったらもう50年を超えるという、そういうふうになるわけですよね。40%というのは今の30年から40年の管路ですから、もっと、全部を合わせると3分の2、そこも合わせると66%ぐらいまでいくと思うんですけども、そこがもう50年以上、超えているわけですから、そうなると、点検作業をしましたと。修繕の必要なところが数十キロにわたって、これ、改良しなければならぬっていうふうに、そのときに対応してできるんですかね。その辺り、どういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

○山田上下水道部次長 これまで老朽度調査や法定点検を実施の上で計画的に更新を進め、更新の事業費が一気に増加するというののないように努めて作業を進めてきているところではございますが、今、御指摘のありましたように、一気に老朽管が増えていくというような状況への対応についてですが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、これまでもストックマネジメント計画に基づいて対応してきてございますので、ストックマネジメント計画を、新工法の採用等も考えながら、効率的に進められるようアップデートして対応していくことをしっかりと考えていく必要があるのかなというふうに思います。

○中村のりゆき委員 管路を更新するということはお金のかかることだということで、先ほども、想定で34キロを更新するとどれだけの事業費がかかるかという試算というか、そこも示されて、年間55億円かかるわけですから、新年度予算、令和7年度予算と比較すると何十倍っていう話になるわけですね。ですから、そうなると、水道事業の今持っている事業費で賄えないとなると、例えば、一般会計からの繰り出しなのか、それとも料金改定をするのかという、そんな話になってこざるを得ないと思うんですね。

ただ、やはり、改修が必要だということであれば、これは、やっぱり利用している市民の皆さん

方も理解していただきながら、そこは、万が一のことがあったら大変だよって、きちっと直してねっていうことになると思うんですよ。やっぱり、そういう市民理解を得ながらやっていかなきゃならないと思うんですけども、だから、先ほど言っていた、今、答弁でもあったんですけど、ストックマネジメント計画によってしっかりやっていきたいって話なんだけど、このストックマネジメント計画を、やはり、私からすると、本当にきちっとやっていますかっていう話なんですよ。そこの見解の相違があるんですけども、だから、やはり、今後、起き得る、管路の更新が増えてくるということを意識しながら、事業費を平準化して、一気に事業費がかかるとやっぱりもたないわけですからね。だから、先、先にやっていかなきゃならない。今は、まだできるチャンスがあるときなんです。今はそんなに老朽管が一気に増えているわけじゃないので、とは言っても、それなりにはありますよね。ですから、先、先にやろうと思えばできる話なんですよ。そのときに手をつけないってことがどうなのかなと。

先ほど、新工法でいうと事業費は半分ぐらいで済んで、工期も4割で済んでって、そんなような時代になっているにもかかわらず対応できていないということですので、ストックマネジメント計画を今後更新していくと思うんですけども、令和9年度までかな、ストックマネジメント計画も。だから、ストックマネジメント計画を更新すると思いますけども、今言ったような視点をしっかり入れながら更新をしていかなければならないということを思っていますので、その点についての見解を伺いたいと思います。

○山田上下水道部次長 現在、下水道管の老朽管対策につきましては、設置後50年を迎える管路の老朽度調査の結果を踏まえ、優先度や更新の手法を定める、御答弁をさせていただきましたストックマネジメント計画を策定しながら、国の交付金を活用して事業を進めているというところでございます。

今回、八潮市での道路陥没事故を受けまして、国土交通省で設置されました有識者委員会におきましては、再発防止に向け、全国の自治体に対し、できるだけ早期に点検要請を行うべく、調査対象や財政支援について現在検討が進められているところでございます。4月頃に中間報告が取りまとめられるとのこととあります。

有識者委員会の報告なども踏まえまして、今後、下水道管の老朽化対策の方向性が示されると考えられますため、こうした国の動向も把握しながら更新を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○中村のりゆき委員 ぜひ、そういう方向でやっていただきたいというふうに思います。

それで、この見解について、また後で部長にも聞きたいと思いますが、国土交通省のほうから、上下水道の耐震化計画について、これ、報告も求められているというふうに思っているんですよ。それで、ちょっと、私も資料としてはいただいているんですけども、かなり全国平均よりも下回っているような、耐震化率のところもやっぱりあるものですから、そのことについて、今後どのようにしていくのかという見解を伺いたいと思います。

あわせて、令和9年度までの水道・下水道ビジョン、これ、見直し作業をするっていうことになると思うんですね。やっぱり、一番大きな計画というところ、根本計画というか、大本の計画になると思うので、先ほど来お話をした長期的な視点に立った管路の更新というところを、やっぱり、今、意識して早め、早めに進めていかなければ、一気に、その更新をやらなければならない、布設

替えをしなければならないといったときに、やっぱり、事業としてもう難しいというふうに、バンザイするわけにいかないわけですね。やっぱり、旭川市民の生活を守っていかなければならない使命が水道局にありますから、そういったことも意識をしながら、その計画の策定というところも、水道・下水道ビジョンの見直しもしっかり行っていただきたいと思いますので、その点について御答弁をいただきたいと思います。

○幾原上下水道部長 ただいま中村のりゆき委員さんから上下水道施設の老朽化について御質疑いただいたところでございまして、ストックマネジメントが大きな課題としてただいま御指摘をいただいたところでございます。

一方、耐震化についても、我々としても大きな課題として捉えているところでございまして、本市におきましては、上下水道施設の耐震化については、これまでもそれぞれの施設で一定の耐震性を有しているものと認識をしていたところでございますけれども、このたび、国土交通省から公表された緊急点検の結果におきましては、能登半島地震の教訓を踏まえた飲み水や生活用水、そういった水道と、流しやトイレなどから下水道に排水するという日常的な水の流れに関わる一連の施設について、上下水道システムということで定義されたところでございまして、上下水道一体での耐震性の確保、そういった新しい視点の評価が行われたところでございます。

このため、本市の上下水道施設につきましては耐震性が十分に確保されていない評価となったところでございます。今後につきましては、こうしたことを受けまして、国土交通省からの要請を踏まえ、策定いたしました上下水道施設耐震化計画に基づきまして、上下水道一体での耐震性の確保に向けた取組を加速していく必要があるものと考えているところでございます。

また、八潮市での事例を踏まえた老朽管対策につきましても、上下水道事業における大きな全国的な課題となっているところでございまして、これらの耐震化や老朽化対策を一步前に進めるためには多くの事業費が必要となるため、効率的な事業の進め方や財源の確保などについて検討していかなければならないと考えているところでございまして、委員から御指摘のございました長期的な視点を持ち合わせながら、ストックマネジメントのアップデートを重ねるとともに、将来の方向性を示す水道・下水道ビジョンにも反映させてまいりたいと考えているところでございます。

現在、国では、こうした全国の上下水道事業における課題対応を盛り込んだ国土強靱化実施中期計画の策定や、2050年の社会情勢を見据えた上下水道政策の基本的なあり方検討会を設置しているほか、DX、AIを活用するデジタルカタログの整備などによりまして上下水道事業における様々な課題への対応について議論が進められているところでございまして、こうした国の最新の動向を把握しながら、維持管理の効率化、高度化によります予防保全に努めまして、将来にわたり安全、安心で快適な市民生活を支えていくためにも、強靱で持続可能な上下水道システムの構築に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○中村のりゆき委員 ぜひ、今言った答弁のとおりに行うしていただきたいなというふうに思っておりますし、やっぱり、八潮市みたいな事例が旭川で起きるってなったら、本当、大変なことになりますよね。やっぱり、今後人口減少が進むっていうのは間違いなく、旭川も2100年には人口8万7千人ですか、推計値はね。今30万人を超えていますけど、2100年のことまで考えられないよって、みんな、ここにいる人は誰も生きていないかもしれませんけど、75年後ですからね。でも、やっぱり、そこまで責任を持ってやっていくのが行政ですから、やはり、2100年の人た

ちにも安心、安全でいていただくということが大事なわけですよ。

ですから、そうなったら、やはり、まちもコンパクトシティっていうところも意識しなければならぬでしょうし、夕張なんかも、もう人口が10分の1以下になっても、インフラ自体はやっぱりかなり延長距離はあるわけですよ。そこを、やっぱり更新作業をしながらやっているの、水道料金、下水道料金、夕張もかなり高いという状況もありますよね。でも、やっぱり、しっかり対応していかなければ生活できないわけですから、そこはもう、市民の皆さん方も理解して進んでいるというふうに思いますので、旭川として何が一番大事なのかっていうところでいうと、安心、安全がやっぱりまずは優先されるべきだと思うんですね。万が一ということがあってはならないというのがやっぱりこの水道、下水道の社会インフラの事業だと思いますので、その点、やっぱり、将来に禍根を残さないような、今からしっかりと、対応してきたことが、将来、あつ、あのとき、ちゃんと計画を立ててくれて、今、安心できるねっていうふうに言っていただけるような、やっぱりそういう体制を水道局のほうで構築をしていただいて、頑張っていたきたいということしか私は言えませんが、それを、計画もしっかり練った上で進んでいただきたいということをお願いして、この問題については終わりたいというふうに思います。

次に、経済部のほうに質問を移りたいというふうに思います。

今回、新規事業ということになりますけども、BCP連携推進費が計上されております。事業費としては少ないんですけども、かなり注目度としては大きい事業なのかなっていうふうに私自身は思っておりますので、この事業について質疑をさせていただければというふうに思っております。

まず、BCP連携推進費の概要について伺いたいと思います。

○高橋経済部次長 大きな地震が少なく、安全、安心であるという本市の優位性を生かしまして、本市企業と遠隔地の企業とのBCP連携の推進に向けた意向調査や情報発信を行うなど、BCP連携の促進に取り組むものであり、令和7年度予算額は80万9千円となっております。

○中村のりゆき委員 本市の優位性というところ、地震が本当に少ないっていうのは、私自身も企業誘致の関係で何度となく質問している中でも、この優位性をやっぱり生かすべきだということで、データセンターの誘致なんかについても言ってきたところなんですけど、デジタルイズさんもそういった点を評価していただいて、平成28年にはデジタルイズさんも来ていただいているのかなというふうに思うんです。

それで、BCPというのは企業が策定する事業継続計画のことだと思いますけども、BCP連携とはどのようなことを言うのか、伺いたいと思います。

○高橋経済部次長 BCP連携とは、遠隔地の企業同士があらかじめ締結いたしましたBCP連携契約に基づき、災害時に代替生産などにより支援し合うことというふうに定義しております。

○中村のりゆき委員 万が一、災害があった場合には、遠隔地でその事業の継続ができるようにしていくっていう話になりますよね。

旭川は地震災害が少ないので、今後、やっぱり、南海トラフだとか、そういった地震の発生確率が高いところ、そういった事業者が、結局、直下型地震になればもう生産できなくなりますよね。そのときに、どうしたらいいのかっていったときに、今、答弁いただいたような代替生産、旭川でできますよっていうようなことができ得るような、そういうことを考えたっていうことだと思うんですけども、昨年10月10日に、BCP連携のまち・あさひかわを今津市長が表明しております

けども、BCP連携のまち・あさひかわとはどのようなまちを言うのか、伺いたいと思います。

○高橋経済部次長 大規模災害が少ないなどの本市の優位性を生かし、全国の事業者の事業継続を支える拠点として、BCP連携の受皿となるまちをBCP連携のまちと表現いたしまして、昨年10月10日に初めて開催いたしました旭川市BCP連携推進連絡会議の席上で今津市長から表明をいたしました。

○中村のりゆき委員 すごいことを考えたなというふうに私も正直思いますけども、市長も、そこまで、宣言もした上で全国にアピールして行って、旭川をそういった拠点にしていきたいんだというところで表明をされたということです。

BCP連携のまちの表明は全国でも例がないんじゃないかなというふうに思っていますし、聞いていますけども、なぜBCP連携のまちを表明したのかというところで、その点について改めて伺いをしたいと思います。

○高橋経済部次長 本市は、今後30年以内における震度6弱以上の地震発生率が0.76%と極めて低いデータが示されており、これを優位性の一つとして企業誘致に取り組んでまいりました。近年、南海トラフ地震など、近い将来、発生 of 切迫性が指摘されており、対象の地域を中心に危機管理や事業継続に係る関心が高まっております。BCP連携の事業を始めるに当たりまして、市内の20以上の業界団体などにヒアリングを行い、枠組みですとか方向性を検討してまいりましたが、賛同いただいた業界からは、取引拡大への期待感など前向きな御意見をいただいたところでございます。

こうした中、本市の優位性を生かして遠隔地の企業との水平連携型のBCP連携を進めることは、市内企業にとって新たな取引企業とのマッチングや発注機会の増、顧客や金融機関からの信用力の向上など、ビジネスチャンスの拡大につながるものと認識しております。

○中村のりゆき委員 旭川の事業者の期待もかなり高いんだなっていうことは今の答弁でも分かるんですけども、先ほどの答弁で、旭川市BCP連携推進連絡会議というふうに言われていたと思うんですけども、設置目的や構成メンバーなどを伺ってまいりたいと思います。

○高橋経済部次長 この会議は、産学官金の連携を生かして、旭川市の優位性を市内外に発信することにより、全国各地の企業や団体のBCP連携の受入れを推進し、地域経済の活性化に資することを目的に、関係団体や業界団体などとの意見交換や連絡調整などを行うために設置いたしました。

構成団体につきましては、旭川商工会議所やあさひかわ商工会といった経済団体をはじめ、旭川機械金属工業振興会や旭川家具工業協同組合、旭川食品加工協議会などの産業団体、それから金融機関、また、高等教育機関からは旭川市立大学と旭川高専、また、産業支援機関として旭川産業創造プラザ、行政といたしましては旭川市が構成団体となっております。事務局は経済部の経済総務課内に置きまして、会議の運営全般や連絡調整、企業から問合せがあった際の窓口などの役割を担うものでございます。

○中村のりゆき委員 推進連絡会議のメンバーはすごいですよね。本当に全て盛り込まれているなというふうに思いますし、オブザーバーとして北海道経済産業局だとか株式会社帝国データバンクも入っているというような中で、そういう体制の中で、この事業の本気度というのがこのメンバーを見ても分かるので、本当に期待できるなというふうに思っております。

それで、BCP連携推進費ではどのような取組を行おうとしているのか、伺いたいと思います。

○高橋経済部次長 来年度のBCP連携推進費ですけれども、大きく3つの事業を予定しております。まず、BCP連携のまち・あさひかわのPR活動がございます。また、2つ目として企業への意向調査、3つ目として旭川市BCP連携推進連絡会議を中心といたしました連絡調整ですとか情報発信を行う予定でございます。

○中村のりゆき委員 今、3つの事業があるということで御答弁いただきましたけれども、その中で、企業への意向調査ということも言われましたけれども、どのように行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○高橋経済部次長 BCP連携の相手方となります地域や企業のターゲットを絞るため、業務委託によりましてBCP連携に係る意向調査を行う予定でございます。また、全国的なネットワークや人脈を持つ金融機関などの協力を得て、全国への情報発信や連携意向を把握したいと考えており、調査によって連携の可能性が出てきた場合には個別の協議を行ってまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 南海トラフだとか、そういったような場所に事業者が住んでいたとして、企業がそのまま別なところに移るのはなかなか大変だっというふうにと考えると多いと思うんですけど、ただ、生産を、先ほど言ったように、代替でできるようなところがあるんだったらありがたいなど、事業継続ができるというふうになりますので。だから、今、そういう意向があるかどうかという調査をしようということだと思っておりますけれども、委託によって行うということなので、これ、委託する先っていうのは、ちなみに、大体想定しているんですか。

○高橋経済部次長 業務委託ですけれども、これからはなりますが、信用調査会社ですとか、そういったデータをお持ちの民間企業を予定しているところでございます。

○中村のりゆき委員 分かりました。

それでは、まず、その受け入れる側の市内の業界の動きとしてどういうふうな動きがあるのかということについてもちょっとお伺いしたいと思います。

○高橋経済部次長 会議後の一番最初の動きになるかと思っておりますけれども、昨年11月に、旭川市BCP連携推進連絡会議のメンバーであります旭川機械金属工業振興会と北海道機械工業会旭川支部が、南海トラフ地震の発生に備えています香川県高松市などを訪問し、四国経済産業局と香川県庁の協力を得て、香川県庁への訪問や企業3社の工場見学を行い、意見交換を行ったところでございます。

○中村のりゆき委員 推進連絡会議をつくって、もう、市長は、宣言も、先ほど、10月に行ったということだったんですけども、もう11月には既に調査活動に動き出しているという、もう動きも早いですよね。

それで、旭川市内に、実際に、だから操業できるような、受入れをできるような企業があるのかどうかということが、やっぱりそこは問題になってくると思うんですけども、その点、どういうふうにと考えられているのか、伺いたいと思います。

○高橋経済部次長 10年以上前ではありますが、平成25年に旭川機械金属工業振興会所属の企業と静岡県の企業がBCP相互応援協定を締結しているという事例がございます。本事例では、幸い、これまでに災害の発生による相互の応援が必要になったことはないと聞いておりますけれども、平時の代理店契約を結ぶなど取引の拡大にもつながっているというふうに聞いております。

BCP連携は、自社の事業継続はもとより、取引先への対応など様々なメリットがあり、今後、

受入れ環境の整備に向けて、市内業界団体とさらに協議を重ねてまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 既に10年以上前に企業間でもう協定を結んでいる例があるんだということでした。

実際にそういう稼働をした実績はないということなんでしょうけども、平時のときにも代理店契約を結ぶというようなことで取引の拡大につながっているということで、信頼関係が醸成されているんだなというふうに感じますので、やはり、こうした取組というのは、旭川をアピールする、そして、旭川の企業にとっても大きなメリットがあるということが今の例でも明らかなのかなというふうに思います。

仮に、市外企業から連携の申込みがあった場合、連携の受入れに当たっての調整はどういうふうにしていくのか、伺いたいと思います。

○高橋経済部次長 市外企業から問合せをいただいた際には、企業の詳細について聞き取りを行いまして、該当の業界団体への連携意向についての確認を市のほうで行いたいと考えております。業界団体では、加盟企業に連携意向について確認をしていただきまして、団体として受入れ企業の候補を推薦いただくことを想定しております。その後、企業同士の協議に入りますが、市といたしましても、経済産業局や支援機関などの関係機関の協力を得ながら、連携の成立に向けてサポートしてまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 ここがうまく進んでいけばいいなというふうに思って、今、聞いておりました。

それで、BCP連携の取組は始まったばかりだというふうに思いますけども、今後どのようにPRなどの取組を行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○高橋経済部次長 まずは、BCP連携のまちとして本市を知っていただくことが重要であると考えております。そのため、本市の優位性をアピールするためのパンフレット、冊子を作成し、ホームページやSNSなどで情報発信を行うほか、企業誘致関係の展示会などでも積極的にPRしてまいりたいと考えております。さらに、産学官金や業界団体の連携を生かして、連携意向のある地域や企業への働きかけなどもお願いしたいというふうに考えております。このほか、市内企業向けのセミナーを開催し、BCP連携の可能性や、連携に係る具体的な手法などについての理解を深めていただくなど、受入れに向けた機運を高めていくことも必要であるというふうに考えております。

○中村のりゆき委員 先ほどの答弁の中でも、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が0.76%というような――過去にはもっと低かったんですね。そして、全国の中でも一番安全な旭川っていうPRをしていた時期もあったと思うんですけど、今は、何か、全国で2番というふうにも聞いてはいるんですけど、いずれにしても、安心、安全なまち旭川ということで、そういう災害がない、津波もない。旭川が津波に襲われるとなったら、もう日本沈没ですね。だから、そういうことはあり得ないというところで、災害のないところを、本当、PRもできるのかなというふうに思います。

今後、ぜひ取組を進めていただきたいというふうに思うんですけども、今、防災協定を結んでいるのが北名古屋市と南さつま市、南さつま市は姉妹都市でもありますけども、防災協定も結んでいますよね。ですから、万が一、南さつまとか北名古屋で災害が起きたときには、旭川は手助けする準備をする、受入れだとか、様々、そういったことは協定の中でも結んでいると思うんですけども、

ぜひ、このBCP連携についても協議する場を早急に持っていただきながら取り組んでいただければと思うんですね。

実際、南さつまにしても北名古屋にしても、やっぱり、もちろん企業担当の部局も当然あるでしょうから、そこと話をする中で、何とか連携を結べないかと。ですから、この2つの都市が、ある意味、起爆剤となって、そこで1社、2社というふうに連携協定が結べるということにもしなれば、全国に波及していくという、そういう流れもつくっていくと思うので、ぜひ、そういう動きもやっぱり考えながら取組をしていただきたいと思いますので、最後に、部長に意気込みをお伺いしたいと思います。

○三宮経済部長 BCP連携をきっかけにいたしまして本市の企業と遠隔地の企業とがつながり、本市の優位性やポテンシャルなどについて知っていただくとともに、企業同士の関係が深まることで、行く行くは新たな工場や事業所の誘致などにもつながるといことが期待できます。今後、BCP連携を進めることはもちろんですけども、それをきっかけに企業誘致における新たな切り口としても使っていきたいなというふうに考えております。

BCP連携のまち・あさひかわを市長が表明した後、産業支援機関や金融機関、損保会社などからも問合せをたくさんいただいておりますので、皆さん、期待感を持っていただいております。そういったことで、この事業については非常に手応えを感じているところでございます。

それぞれ連携手法について協議をしているところでございますけども、先ほど平成25年にある企業同士が連携したということをお話しさせていただきましたけども、それからもう十数年たっておりますので、今後、これを機会に、まずは、新たな一歩というか、一つの成功事例をつくりたいなと思っております。

その中で、どこに対して調査するかとか話をするかということについては、調査の結果もありますけども、今、委員から御指摘をいただきました防災協定を結んでいるところというのも非常に有力な候補でございますので、そういったところからいろいろと始めまして、産学官、それから金融機関も一緒になって、これらの協力もいただいて積極的に活動を展開し、一つ一つ成功事例をつくりたいというふうに考えております。

○中村のりゆき委員 今、部長のほうから決意をお話しいただいたところなんですけども、企業誘致につながる事例というのもやっぱり出てきますよね、きっとね。企業誘致は、どこの自治体でも、やっぱり、一生懸命、いろいろチラシも作りながら宣伝、PRをしているところなんですけども、このBCP連携という新しい切り口、そういう武器はないわけですよ。ですから、より安全な場所旭川なんだなっていうところのイメージがやっぱりつきやすいですよ。だから、差別化というか、本当に企業誘致をやっている中で、もう、ぴかっと光るような、そういう武器を、印籠じゃありませんけど、見せられるっていうところは、本当に期待できるところだなっていうふうに思いますので、もちろん、BCP連携を結んで提携するっていうところで、企業同士がしっかり連携できるっていうところは、そこは、もう、一番、この事業としては根幹とは言えるんですけども、その中で、どうせだったら、旭川へ行っちゃおうかっていう、安全な場所についていう、そこまで発展するっていうことも、信頼関係を醸成していけばやっぱり出てくる話だと思いますので、今後、期待できる取組ということで思っておりますので、まず、この1年間、しっかり成果が出ることを期待して、この質問は終わりたいというふうに思います。

次なんです、あと2項目ございますので、午後3時までには終わるかなというふうに思っていますけど、8款1項2目の地域材活用住宅建設補助についてお伺いをしたいというふうに思っております。

昨年何人かの議員さんが質問をして、大きな期待を寄せる事業だったというふうに思うんですね。最大500万円の補助、新築物件を建てる中で、要件、条件もちろんある中ですが、最大500万円を補助金としていただける、そんなこと、聞いたことないですよ、今までね。私も、過去に、一般質問の中で、当麻町が、住宅を建てるのに100万円の補助金をいただけるというところで、地域材の活用のためにも、そうした当麻でやっているような取組を旭川でやってみたらどうかというのを3年前ぐらいの一般質問でも問いかけたことがありましたけども、100万円というなら分かるんですけど、まさか、500万円という、そんな補助金がつくような事業構築をするとは想像していなかったんですが、非常にインパクトのある事業だったのは間違いないと思うんですね。

ただ、今回、最大500万円の補助金については変わらないということなんでしょうけども、条件、要件が変わったということもあるもんですから質問してまいりたいなというふうに思っております。

まずは、地域材活用住宅建設促進費について、事業目的と、財源についてもお伺いしたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 本事業は、住宅における地域材の利用促進によりCO₂削減を促進し、2世帯住宅や子育て世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図ることで、良質な住宅ストックの形成を図り、これを次世代へ継承することを目的としており、事業費は7千680万6千円で、内訳は、補助金が7千200万円、事務費が480万6千円でございます。

財源は、社会資本整備総合交付金が3千240万円、森林環境譲与税を財源とした旭川市森林整備基金からの繰入金194万8千円、一般財源が4千245万8千円となっております。

○中村のりゆき委員 令和6年度とほぼ同じ事業費なのかなというふうに思っております。社会資本整備総合交付金も同額ですよ。3千240万円ということで同額になっていると思います。ただ、森林環境譲与税の部分、ここの部分は若干減っているのかなというふうに思いますけども、この森林環境譲与税、旭川市森林整備基金からの繰入金というのがそこだと思いますけども、地域材の利用拡大PRというところの事業費に充てられているということは昨年もお伺いしているところでございました。

それで、補助要件について変更されているということでありましたけども、その補助要件の変更について伺いたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 補助要件につきましては、高い省エネルギー性能を有し、地域材を15立米以上使用とする住宅性能や対象等の基本的な仕組みは継続しておりますが、補助金を、基本額100万円と旭川産材の加算額50万円をパッケージ化し、150万円からの設定に見直しました。

したがって、旭川産材の使用量に応じた補助金額は、旭川市産材の利用が5立米以上で150万円、10立米以上200万円、15立米以上250万円、20立米以上300万円、25立米以上400万円としております。2世帯住宅、または子育て世帯に対しては100万円の加算は

変更なく、合わせて最大500万円を補助するものであります。

○中村のりゆき委員 今年度は、道産材15立米以上が100万円ということで、それが基本額というところで、さらに旭川産材が使われているごとに使用量によって加算されていくという、そういうようなことだったんですけども、令和7年度は、今、御説明いただいたとおり、いわゆる旭川市産材を5立米使うっていうところがまず条件になる、これがパッケージということで150万円という、そういうことになるということですよね。さらには、10立米、15立米、20立米、25立米と使用量が増えることによって補助金額も増えていくということで、最大500万円というところ、そういうふうに答弁していただいたというふうに思います。

それで、旭川産材を5立米以上使用することを要件として、今、そういう変更をしたその理由についてと、また、昨年も、質疑の中でも、旭川産材の供給見通しはどうかということ、そういう視点でも伺いましたんですけども、実際の令和6年度の取組についても、その点についても伺っておきたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 令和6年度の制度設計時におきましても、旭川産材の使用を要件化したというふうに考えてはいたんですが、建築材として旭川産材が使われていないという実態がございました。農政部にお願いをしまして、市有林から材を提供していただき、流通量を確保したいということで調整をしてみましたが、切ってみなきゃ分からないという部分もありましたので、最大10棟程度であろうという見込みの下で制度設計を行ったところであります。

結果としましては、申請受理件数が23件、そのうち19棟が旭川産材を使用されていたという結果でありました。市有林のみならず、ほかの国有林ですとか民有林からも手に入れたというふうに製材業者から伺いましたが、旭川地方木材協会をはじめとした関係団体と意見交換を重ねてまいりました。これを定期的に行うことで、この事業の趣旨ですとか課題、これが理解され、やはり、材が足りませんということで、市有林のみならず、繰り返しになりますけども、国有林、民有林から調達するというような動きを皆さんがしていただいたというふうに伺っております。

この流れについては令和7年度以降も継続していきましようということで意見が一致しておりますので、市産材の使用を要件化したというふうになっております。

○中村のりゆき委員 市の担当者も相当関わっていただいて協力を仰いだと、関係各位にですね。そういう熱い思いが伝わって、今、答弁があったように、市有林、民有林だけじゃなくて国有林まで手配していただいて、何とか旭川市産材のそういった調達ができるような体制整備をしていただいたのかなというふうに思いますので、本当に、見えないところですけど、かなり頑張っていたということ、もう本当に、今の答弁の中でも伝わってきましたので、旭川市の、やっぱり、ある意味、本気度というか、この補助金500万円を出すぞっていったところの本気度が、ある意味、業界団体を動かしたということもあると思います。ですから、本当にすごい事業を考えたんだなというふうに思いますし、今後、産業として発展していくっていう道筋というか、そういったもの見える動きになってきたなということですので、本当に期待できる事業になってきたなというふうに思っているところです。

それで、昨年は先着順ということでしたよね。申込みが早い順にそれを確定していくっていうことだったんですけども、相当混乱したとも伺っているところですので、令和7年度も同じような手法を取るのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 この事業の申請書の提出につきましては、事業者の代理提出というのを認めております。一部事業者の方から、万が一、先着に間に合わず、補助が受けられないといった場合に、建て主様に申し訳ないし、責任が取れないというような意見をいただきました。また、昨年の申請受付時に、相当早く、朝4時頃と聞いていますけど、庁舎前に並ばれたという事業者さんもおりましたことから、混乱を避けるためにも令和7年度については抽せん方式を選択したいというふうに考えております。

○中村のりゆき委員 朝4時から並ぶというのは、本当、すごいですよね。有名人のコンサートチケットを買うために並ぶような感じの、そのぐらい、やっぱり、補助金額が大きいですので、もしこの補助金を受けられなければ、契約自体を破棄されてしまう可能性もあるというふうに考えますよね、事業者もね。そういったこともあったのかもしれないけども、かなり早くから並んでおられたと。で、あつという間にその受付が終わったっていう話も、1時間余りですか、それでもう受付終了みたいなことも聞きましたけども、もっと、何というんですか、その日ぐらいは受け付けてくれるだろうと思って、夕方に行ったらもう終わっていたって話ですよ、だから、結局は。そういうようなことから令和7年度は抽せん方式を採用するという、そういう答弁だったと思います。

それで、抽せんですけども、これは公開で行うのかどうかということと、あと、受付はいつ頃を予定しているのかということについても、受け付けて、あとまた、抽せん日も含めて、そういう日程についてお伺いしたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 建築部所管の他の補助金が抽せんになった場合につきましては公開で抽せんを行ってきましたことから、同様に公開で実施したいと思っております。

また、受付については6月の中旬に10日から2週間程度の期間を設け、6月中旬頃には抽せんを実施したいというふうに考えております。

○中村のりゆき委員 公開で抽せんをするということと、6月の中旬に10日間から2週間程度の受付期間があって、6月中旬には抽せんを行う、そういうスケジュールだということで確認をさせていただきました。

ここで、旭川の新築住宅の着工件数の状況について伺っておきたいというふうに思います。

かなり衰退してきているというか、下降気味だっという話はいろんな報道からも聞いているところではあるんですけども、実態がどうなのかということでも改めて確認したいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 今年度の新築住宅の着工件数につきましては、確認申請の件数で見ますと、令和7年1月現在の累計で597件で、前年同月の637件に対し、93%、また、過去5年の同月平均の821件と比べますと72%で推移しており、戸建て住宅市場の縮小が鮮明化してきております。

戸建て住宅市場の縮小の要因としましては、新築住宅の坪単価が高い位置で推移していることが挙げられ、政府統計の木造一戸建て新築住宅の坪単価で見ますと、令和5年4月に前月の69万8千円から82万6千円へと一気に上昇しまして、その後、令和6年度に入ってからほぼ変わらず80万円台のまま推移しております。坪単価82万6千円は、36坪程度の平均的な住宅の建設費に換算しますと税抜きで2千942万円となり、坪単価が上昇する前の令和4年度と比べますと約464万円のコストが増加したことになります。

坪単価の高騰の要因としましては、建設資材やエネルギー価格の高騰が影響しているものと考え

ておりますけれども、こうした新築住宅の建設を取り巻く状況の変化によって家を建てようとする意欲がそがれるような状況が長く続くことによりまして、住宅市場の規模縮小につながったものと受け止めております。

○中村のりゆき委員 円安も、この間、ずっと進んできたということもありますので、輸入材だとか、当然、すごい高騰しているというのもあると思うんですけども、その分、国産材に目が向けられて地域材というところにもつながったということも言えると思うんですけども、今、御答弁いただいたように、かなり新築の着工件数が落ち込んでいるということでありました。過去5年間の平均と比較すると、今年の1月の時点は72%ぐらいで推移しているということで、3割近く落ち込んでいるということでした。

その要因についても御答弁いただきましたけども、令和5年の4月に、その前の月から比べて一気に坪単価が69万8千円から82万6千円ですから、2割近くですね。2割近く、どんと1か月で高騰したっていう、ちょっと信じられないぐらい上がったということですよ。木造住宅で坪80万円超えっていうのは、ちょっと、私も家を建てたのがもうかなり前なので比較にはならないんですけども、そのときの坪単価って、多分、40万円前後だったと思うんですね、木造住宅ね。だから、それから比べると倍になっているという話ですから、かなり高いですよ。

そういうコスト高というところもあって、なかなか新築は手が出ないと。旭川の賃金体系も、2馬力で働いている世帯は何とかなるかもしれませんが、御主人だけとか奥さんだけが働き手だと、やっぱり、なかなか3千万円近い住宅費を払っていくローンを組むというのは緩くないですよ。

ですから、そういった面ではかなり厳しい状況の中であって、この最大500万円の補助金の支援というのは、もう本当に、もう家は建たないかなって諦めた人が、これは建つかもれないという希望にも変わるような、やっぱり、そういう事業にもなったのかなというふうに思うんですけども、そういうふうに考えますと、7千万円台の予算だからかなりの予算なんですけど、もう少し事業費を上乗せしながらやることもできなかったのかなっていう考え方もあるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○柴建築部建築総務課長 予算編成のルールといたしまして、令和7年度の予算編成における推進計画事業調査では、既存の事業、既存の臨時事業については一般財源10%減で要求することとされていましたが、令和6年度と同額で要求をしまして、大変厳しい状況にあるというふうに伺ってはおりますが、何とか予算措置をしていただいたというところでございます。

○中村のりゆき委員 なるほど、増額はできなかったけども、前年の水準は守ったよというところで頑張ったという御答弁だったと思うんですけども、多分、令和7年度もかなり申込みが殺到するんじゃないかなということが予想できますんで、その対応についても、今後どういうふうにしたらいいかということを考えていかなきゃならないってことはあると思うんですよ。

それで、ちょっと別な視点で伺っておきたいと思うんですが、最低支援額150万円から最大500万円というふうに加算では段階があるわけなんですけども、令和6年度に交付した実績ではどの補助単価の交付が多いのか、その辺りの状況についてお伺いしたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 令和6年度の実績でありますけれども、子育て、2世帯住宅の100万円をプラスした状態での補助額で申し上げますが、補助単価のボリュームゾーンは250万円から

350万円、250万円が3件、300万円が4件、350万円が7件で、交付実績全体の6割を占めているところでございます。

○中村のりゆき委員 最大では500万円ということなんですけれども、旭川産材を使っている量によって補助額が変わるということなので、今、250万円から350万円の範囲がやっぱり一番多かったという御答弁だったのかなというふうに思います。

で、先ほどの答弁にあったように、今年度、令和6年度は想定を超える旭川産材の棟数の申請があったということなんですけれども、一定程度、旭川産材が認知される機会にもなったというふうに思います。

最大500万円の補助額は、インパクトもあって、注目度も高いので、できれば維持してもらいたいという思いもありますけれども、一方では、申し込んでもなかなか当たらないということであれば、公平性として疑問視する市民も出てくる可能性もあるのかなと思うんですね。実際には、昨年に、申し込もうとしたらもう打ち切られていた、申込みすらできなかつたっていう、そういった方もいましたけれども、そうした点をどのように考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 令和6年度当初では、旭川産材の供給量の不安定感がありまして、関係団体との意見交換会などで協議をしながら、旭川産材の使用量に応じた段階的な制度としてまいったところでございます。より使いやすい制度となるように、補助額を大幅に拡充し、制度の周知を5年度から6年度の見直しにおいて図ったということでございます。

令和7年度につきましても最大500万円というのは維持をしたところでございますが、委員の御指摘のとおり、今年度を上回る申込みがあった場合については、抽せんの結果、多くの方が補助金を受けられないということが想定されます。他の補助金と同じように、状況に応じた補助制度の見直しというのは常に行っていく必要があるというふうに認識をしておりますので、7年度の申請状況等、意見交換会における各事業者さんの意見などを参考にしながら、こういった形での事業の継続がいいのかというのは適切に判断をしてみたいと考えております。

○中村のりゆき委員 そうですね。申込みが本当に殺到して、当たった人はよかつたっていうことで、400万円だ、500万円だって補助金は当たるんだけど、外れた方についてはゼロという、この差は大きいですし、そうしたときに、果たして補助金の事業としてそれが大丈夫なのかっていうふうに、やっぱり、その辺りについては考えなければならぬということはあるのかなと私も思います。

私自身は、昨年の質疑の中でも、この500万円の事業、最低5年ぐらいはやったほうがいいんじゃないのっていう話もしていたので、やっぱり、産業として巣立っていくまでの期間ってあると思うんですね。それまでは、やっぱり、ちょっと、ある程度、できればこの500万円のインパクトっていうのは保つ必要もあるのかなっていうふうにも思っているんですけども、ただ、それ以上に逆に批判の声がもしも出てきたとしたら、そのときはやっぱり立ち止まって、いま一度、考えなきゃならないというふうに思いますし、今、御答弁にもありましたけれども、事業者の声もしっかり聞いてっていうことで、かなり、事業者の、製材会社とかいろんな方、やっぱり協力をいただいて事業の構築が進んできたということもあるので、その辺りについては丁寧に議論して、市民についても説明責任というところで、しっかり、やっぱりその事業構築をしていかなければならないということもあると思いますので、御検討いただければというふうに思います。

やっぱり、旭川産材の魅力というところを高める取組ということも、これは大事になってくるなというふうに思っているんですね。地産地消というところで、旭川で生えている木を使った家に住むっていう、これは、ステータスというか、そういうふうにもしていけるのかなっていうふうに思いますので、地域材、旭川産材のやっぱり意義の浸透というか、そういったことについてはこれからではないかなというふうに思います。地域材を利用する、そのメリットだとか、そういうことについても、森林環境譲与税からの繰入金も、少し、先ほど言ったように減少しているので心配な部分もあるんですけども、そうした地域材の魅力を知っていきっていう取組、どういうふうを考えているのかについて伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 PRについてですが、地元旭川の木でつくる家というのを略しましてJIMMIEというキャッチフレーズにロゴマークをデザインしたのぼり旗を作成し、施工中の市内の各現場18棟で掲示の協力をさせていただきました。また、完成住宅のオープンハウスを開催する場合に、市内の無料情報誌への掲載費用の支援、これを2件実施いたしました。また、完成した住宅の写真の提供をいただきまして、建築総務課のSNSを開設し、これに掲載することで地元の木でつくる家として10棟を掲載する予定をしております。

○中村のりゆき委員 いろいろ御協力をいただいた皆様には感謝したいなというふうに思います。実績としては2件にとどまったということも言えるんですけども、無料情報誌への掲載ということをやっただけだと。なかなか、自分の家を広くそういうところに載せるというのは抵抗感がありますよね。そうした中で、2件の方はやっぱりそこをやっただけだったということでした。

また、今回、SNSを開設して、地元の木でつくる家として10棟を紹介するという考え方を持っているということが述べられたんですけども、やっぱり、実際にこの旭川産材を使って造った家って、本当にすてきだよってことを、やっぱり住んでいただく方が喜んで紹介したいわっていうぐらいの、何か後ろ向きにやらされているというよりは、自らどんどんPRしたいのよって、SNSなんかはまさにそういうところと言うといい取組かなと思って今聞いていましたけども、そういうPR事業というところをもう少しひねっていただければなというふうにも思いますし、やはり、大きな補助金を出しているっていうことから、だからやれよっていう話ではないんですけども、やっぱり、全ての方が御協力いただけるような、これなら喜んで協力するよっていうふうに言ってくれるような、そういうアイデアっていうものを、またもう少し考えていただければなというふうに思うところでもあります。

旭川産材の利用を促進するためのPR活動を、どういうふうにも考えているのかについても伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 冒頭、委員のほうから森林環境譲与税の繰入れの減少という部分でのお話でしたが、この事業にだけ森林環境譲与税を充てるわけにはまいりませんので、全市的な視点でどこに、どれだけ配分するかという結果、今回、この繰入額というふうになっているというふうに理解をしております。

令和7年度につきましては、のぼり旗の掲出、完成した住宅の写真等の提供、オープンハウス、この3つをぜひ皆さんに御協力いただき、補助の要件としたいというふうに考えております。SNS、具体的にはインスタ、Xを開設したんですが、パンフレットあるいは冊子、チラシ等々を作るにも費用がかかりますし、子育て世帯の方々、比較的若い世代の方々についてはSNSのほうはな

じみがあるんだろうということで、そういった取組を強化していこうというふうに思っております。

また、委員がおっしゃられていたように、旭川産材を使って建てた家だということを自慢していただき、そのストーリー性を意義とともに発信していただいて、旭川産材利用のPRに協力していただきたいと思っておりますので、建て主の方、施工者とともに、我々が中心となりましてその魅力を発信していく取組を続けてまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 今、インスタということで立ち上げたという話もありましたので、そういう気楽にできるというか、そういったことも、やっぱり、ああ、いいなと思って聞いていたので、ぜひそういうアイデアをどんどん出しながら、旭川産材のPR、いろんなところでまたでき得るかなと思うんですよね。建てた方だけでなく、こんな家に住んでみませんか的な、やっぱり、そういったところで広く周知していくと、旭川産材、とってもいいよって。やっぱり、旭川で育った木ですから、そういう木で造った家っていうのは、住み心地は絶対いいはずなんですよね。ですから、そういうことをいかにPRしていけるか。地産地消というところで、本当に住んでよかったって言っていただける方も増えるんじゃないかなというふうに思いますし、やっぱり、地産地消のメリットって、移送しないですよ。結局、トラックやなんかで木を移動させるだけで、二酸化炭素、CO₂の排出だとか、そういったこともありますし、ですから、SDGsの取組にとってもやっぱり非常に大きなメリットがあるのかなというふうに思っていますので、この地産地消だっというところのPRも、食べ物ではないですけど、消費するというのは、家として、建材として消費するということになるかもしれませんが、地産地住になるのか分かんないですけど、そういう、何か語呂も考えながら、ちょっと楽しみながらPRしていただければありがたいなというふうに思っております。

で、旭川産材の適齢期というのは、3年前の一般質問でも質問をさせていただいた中で、その当時、210万立米、適齢期で使える木材があるんだっという話だったんですけど、後で精査をすると、130万立米だっという話になったので、若干減ったんですけど、それでも130万立米ってすごい量ですから、いわゆる活用できる旭川産材が130万立米あると。それは民有林と市有林だけですから、さらに国有林まで入れれば、もっと、これ、出てくるんですけども、先ほど答弁がありましたけれども、国有林も使っていただけたっという、旭川市産材の国有林も使えたっということなので、今後もそういう動きが可能になってくるのかなというふうにも思いますので、ですから、いわゆる使える旭川産材はたくさんあるよと。いわゆる出口戦略として、建材として住宅になるという、それが当たり前になるというか、そういうようなことが考えられればいいのかなというふうに思いますし、この事業というのは、本当、旭川産材の活用に道筋をつける、そういった事業になってきているなというふうに思っております。

今まで住宅建材として目の目を見てこなかった旭川産材が、大きな宝として旭川市民や事業者に認識され始めたというふうに私は思っておりますので、令和7年度もまだまだ基盤をつくっている段階だというふうに思いますし、引き続き、関係団体と連携しながら事業構築を行ってほしいですし、市としても果たす役割は大変に大きいものというふうに思いますので、最後に、部長から今後の方向性についても伺いたいと思います。

○岡田建築部長 本事業につきましては、令和5年度から開始しまして、当初は申請件数が1件ということで非常に残念な結果に終わったことから、令和6年度につきましては、制度内容を大きく

見直して、結果、23棟という申請があったということで、前年度の実績を大きく上回る棟数となったことにつきましては、住宅を建てたくても建てることできないといった世帯をしっかりと支援するために、建て主にとって使いやすい補助制度とするよう再構築したことにあると考えております。

これまで、旭川産の木材につきましては、旭川産というラベリングではなくて、道産材というラベリングの中で、主にパルプのためのチップですとか梱包材の資材として使われてきたと。で、建築用の柱、はりなどの主要な部材としては、道産材の中に入っていたかもしれないけれども、旭川産だったかどうかは分からないという状況の中で使用されてきておりましたけれども、この事業におきまして、林業などの川上、製材などの川中、建築の川下といった各業界と情報共有を進めてきた中で、特に木材関連の団体の方には早くから協力いただきまして、その後、旭川建築協会など建築の団体にも参加いただき、様々な意見をいただいて、協議を重ねることで、各事業者の役割ですとか、相互にそういう思いをつなげていくきっかけの場になってきたというふうに考えております。

旭川産材を木造住宅に利用するというので、木材の生産ですとか加工、住宅建設まで、一貫して、委員が御指摘したとおり、地元で行えるということで、林業、あるいは木材産業の活性化につながる、あと、炭酸ガスの排出量の削減にもつながるといふほか、家具製造業ですとか木質バイオマス事業、また、そのほかにこれまでにないような新しい需要拡大にもつながっていくなど、様々な利点が多く、今後も創出されていくというふうに考えております。

まだまだ基盤整備の途上ではございますけれども、各事業者の役割ですとか考え方、それぞれの持つ課題などを今後も情報共有しながら、その情報共有が重要な鍵になっていくというふうに考えてございますので、それぞれの情報を生かしながら、さらに効率的に地域材を使うことができるようになっていくというふうにも感じておりますし、本事業を通じて、旭川産材の家造りを目指した特色ある取組につなげるために、まだまだできることを今後も進めていきたいというふうに考えております。

地元の木材への関心を今後も高めていき、旭川で生産された木材を旭川で利活用する地材地消につなげられるよう、引き続き、市が中心となって関係各所と情報共有しながら、安定した流通形態の形成にもつなげ、旭川産材の家造りを今後も発信していきたいと考えております。

○中村のりゆき委員 地材地消と言うんですね。さっきの地産地消じゃなくて、地材地消というところで、今、部長のほうからも、事業構築についてはこれからしっかりやっていくんだっていう、さらにやっていくんだという、やっぱり、決意もしていただきましたし、旭川の産業としてこの林産業が育っていくという、そういう道筋が、今つくか、つかないのかという、そういう過渡期というか、そういう大事な時期だと思いますので、担当している部局の皆さんについては、しっかり、これからも体に気をつけて頑張っていたきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、この項目の質疑は終わりたいと思います。

それで、あと1項目あるんですけど、もう午後3時に近づいているので、ちょっと休憩後でよろしいでしょうか。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時54分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村のりゆき委員 それでは、先ほどに引き続きまして、あと1項目、質問させていただきたいというふうに思います。

建築部所管の事業で8款1項3目の空家等総合対策費について伺ってまいります。

いわゆる迷惑空き家という住宅がかなりやっばり増えているということで、これまで旭川市としても様々な取組をしてきたと思います。結構、国のほうの動きも法律をつくらうという中で、旭川市のほうが国の動きよりも早く条例を制定して対応したってということも、これは、議会の中でもかなり私も質疑もさせていただきまされたけども、そういったこともありましたし、昔は、結構、空き家の問題、迷惑空き家の問題って、お困り事で相談をしようとしたらどこに電話をしたらいいのかっていうのが決まっていなかったんですね。ですから、雑草が生えて困るわとなったら、そういう公園みどり課みたいのところだとか、結局、そういった分散しているというか、それぞれの問題について担当部局がそれぞれに相談になるので、たらい回しによく市民が遭うっていうようなことがあって、私もそういった話を聞いたので、相談窓口を一本化できないかっていう、そういった質疑も、かなり前ですけど、させていただいた中で、平成24年からですか、相談窓口が建築指導課のほうに一本化されたってということで、そこで、ずっとそれ以降は対応していただいていると思いますので、思い入れのある事業でもありますんで、最後に、この項目を取り上げさせていただきたいというふうに思います。

迷惑空き家が、これまで、質疑の中でも500件以上で推移してきたのかなあというふうには思っているところなんですけども、それだけにやっばり市民が安心、安全に生活できるよう十分対応が求められると思っていますので、伺ってまいります。まずは、令和7年度の予算の概要と内容について伺いたいと思います。

○朝岡建築部建築指導課主幹 8款1項3目建築指導費のうち、空家等総合対策費の予算額は672万4千円であり、その内訳は、不良空き家住宅等除却費補助が4件分で120万円、緊急安全措置に伴う委託費が99万5千円、所有者が不在の特定空家等に対する財産清算人の選任申立てに係る事務費が3件分で152万5千円、空き家等実態調査費が283万3千円のほか、事務費が17万円であります。

○中村のりゆき委員 それぞれ、今、予算の内容も分解して説明いただきましたけども、後ほど聞いていきたいと思うんですけども、まず、本市における過去5年の特定空家とか管理不全空家、その件数の推移について、5年分、ちょっとお伺いしたいと思います。

○朝岡建築部建築指導課主幹 過去5年の特定空家等と管理不全空家等を合わせた件数につきましては、令和元年度で681件、令和2年度で583件、令和3年度で607件、令和4年度で604件、令和5年度で690件となっております。

なお、管理不全空家等については、令和5年12月に施行された空家特措法の改正により新たに定義されたものであり、令和元年度から令和4年度までは、改正前の特定空家等の件数であり、令和5年度の件数は特定空家と管理不全空家等を合わせた件数であって、その内訳は、特定空家等が

48件、管理不全空家等が642件です。

○中村のりゆき委員 やはり500件以上で推移していて、令和5年度は690件ということで過去5年の中では一番多くなってきているということで、今後とも、少子高齢化ということで、独居老人の方のお住まいがやっぱり空き家になってくるっていうことが考えられるので、減ることはないですね。増えていくっていうことだと思うんですね。

それで、今、御答弁がありましたように、法改正によってカウントの仕方が変わったという御説明もありました。特定空家が48件、管理不全空家が642件ということでしたから、特に危険を伴う空き家ということでは48件あるんだなということが分かりました。

今から10年前は、老朽化判定4というところで、現在の特定空家の分類であるかなり危険なものが11件余りというふうになっていましたから、そこから比べると、もう5倍近く、この10年ぐらいの間に増えているんだなっていうことも分かりました。

市民の皆さんから、やっぱり、相当数、苦情だとか相談が寄せられていると思いますので伺いますけども、空き家等に関する相談件数と内容について、5年間の推移について伺いたいと思います。

○朝岡建築部建築指導課主幹 相談件数につきましては、令和元年度で116件、令和2年度で232件、令和3年度で162件、令和4年度で154件、令和5年度では250件となっており、相談内容は、空き家等からの落雪によるものが6割程度と一番多く、その次に、部材の破損などで建築部材の飛散等、そういうような相談が多くなっております。

また、年度による件数の違いにつきましては、その年の降雪量などの気象状況によるもので、雪の多い年は空き家からの落雪の相談が多くなる傾向がございます。

○中村のりゆき委員 今の答弁を伺いますと、雪の多い年に相談件数が増えると。やっぱり、落雪の危険っていうのが、一番、地域の方にとしてみると心配なことだと思うんですね。

私の家の3軒隣もまさにそういう迷惑空き家の状態になっていまして、もう本当に道路に面しているもんですから、しかも、煙突がもう落ちそうになっているような、ロープで何とか固定していたんですけども、それが、もうちょっと、本当に今年は危険だったんで、雪も落ちたんですけど、煙突も落ちそうになったので、煙突を担当部局に下ろしてもらって、何とか危険回避ということで、毎年落ちるんですね。本当に通行人がいないかどうかということで、警察が来て、下に人がいないかって、そのぐらい危ない場所の、そういう迷惑空き家ということがあるんですけども、そういったことも、多分、今の相談件数の中に入ってきているのかなっていうふうに思うんですけども、多くの相談を受けていると思うんですけども、こうした管理不全空家とか特定空家にはどのような対応が取られているのか、伺いたいと思います。

○朝岡建築部建築指導課主幹 地域に悪影響を与えている空き家について、市民や町内会等から相談をいただいた場合の対応といたしましては、直ちに現地調査を実施し、空き家の状態を確認し、所有者に対し、必要な助言だとか指導を行っております。

また、所有者がお亡くなりになっている場合は、税情報の活用や戸籍調査などを行い、相続人を調査した上で、相続人に対して空き家の状況を説明し、必要な助言や指導をしております。

また、過去に道路や隣地に落雪が発生した空き家等の所有者には、雪が降る降雪期の前に雪下ろしの実施や雪止め金物の設置など、適切な維持管理につながるよう、そのようなお願いをする文書を発送しております。

○中村のりゆき委員 条例に明記されている指導、勧告を行ってきているんだと思うんですね。

指導、勧告の詳細については、時間の関係でまた別な機会に伺いたいと思いますけども、空き家や管理不全空家等の発生抑制や利活用などについてはどのような対策を取っているのか、伺いたいと思います。

○朝岡建築部建築指導課主幹 空き家や管理不全空家等の発生の抑制や利活用につきましては、空き家の適切な維持管理の重要性や管理責任を理解してもらうために、広報誌や市のホームページ、空き家等の維持管理に関するパンフレット等を活用し、周知、啓蒙を行っているほか、旭川司法書士会や北海道宅地建物取引業協会旭川支部と連携した空き家無料相談会を開設しております。また、北海道宅地建物取引業協会旭川支部には、所有者の同意の下で空き家情報を提供し、流通の促進を図っていたり、北海道が設置運営する北海道空き家情報バンクなどに、空き家の活用に向けた情報提供にも努めております。

○中村のりゆき委員 やはり、管理不全空家、特定空家になる前の対応というのが大事なんだなというふうに私も思います。

そうしたことから、今、御答弁いただいた発生抑制、利活用の取組というのは重要なことだなというふうに思っておりますけども、それらの対策について、実績や効果がこれまでどういうふうなものがあったのかということも伺っておきたいと思います。

○朝岡建築部建築指導課主幹 空き家無料相談会の例で申しますと、本相談会は、平成29年から開催しており、直接、空き家の所有者にも開催の案内などもしていることから、毎年10組程度の参加があります。相談会では、問題に対する具体的な手続の方法や解決策の提案等が専門家である司法書士や宅地建物取引士から示されることから、実際に売却や解体につながっていく例も多くあり、また、相談者へのアンケート調査でも相談会が大変有意義であるとの評価をいただいております。

また、北海道空き家情報バンクでは、北海道宅地建物取引業協会旭川支部の会員の協力を得て、物件登録を行っているような事例もございます。

○中村のりゆき委員 様々な成果と言えるものもこの中で出てきているのかなというふうに思いますし、新年度、除却費が4件分出ていますけども、ついでに1件当たり30万円が上限だと思えますが、4件分で120万円、これも、毎年のように、要するに迷惑空き家になる前に除却をして、いわゆる壊してしまっ、補助を差し上げる分で何とか解体してくださいというように、相談を受けたところにも対応しているのかなというふうに思うんですけど。かなりな老朽化判定でなければ補助の対象にならないということがあるので、全員に当たるわけではもちろんないとは思いますが、そういった事業費もきちっとついているんだなということを確認させていただきました。

それで、令和7年度の予算には例年にない空き家等実態調査費を計上しておりますけども、その目的と調査内容について伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 空き家等実態調査は、令和8年度に改定を予定している旭川市空家等対策計画の見直しに必要な本市における空き家等の実態を把握するために、令和7年度中に調査を実施するもので、特に市街化区域が中心になりますが、市内全体に点在する管理不全空家ですとか特定空家及びその敷地の現在の状況を、一軒一軒、目視により調査することを主な内容としており

ます。

○中村のりゆき委員 日頃から特定空家対策ということである程度把握はされていると思うんですけども、ただ、全ての特定空家、迷惑空き家になっているところを把握しているわけではないということもあって、実態調査というところで、調査内容を今言っていただきましたけども、一軒一軒、目視によって確認をしながらやっていくというところで、今後、特定空家に移行しないような、管理不全空家から特定空家に移行しないような、そういったようなところのチェックだとかっていうこともあるのかなあというふうに思って、今、答弁を聞いておりました。

それで、空家等対策計画は令和8年度に改定を予定しているということなんですけども、空き家が増加傾向にある中、改定に当たって方向性というのは定まっているのか、伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 改定に当たっての方向性については、今の時点では決めておりませんが、先ほど答弁しました空き家等実態調査のほか、国が実施している住宅・土地統計調査の直近の数値などを踏まえ、現状と課題を再確認し、空き家等対策の基本方針や施策のテーマを見直してまいります。

また、令和5年度に空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法になりますけれども、これが改正され、新たに中心市街地などを対象とした空家等活用促進区域の指定ですとか、民間活力を活用した空家等管理活用支援法人の指定に係る制度が創設されましたので、これらの指定について、庁内の関係部局や附属機関である空家等対策協議会などから意見を伺いながら整理してまいります。

○中村のりゆき委員 新しい試みということも計画の中に入っていくんだなということで、今、答弁の中では分かったんですけども、附属機関である空家等対策協議会、ここにもしっかりかけて議論していただくという答弁でもあったんですけども、今から10年前にも、この空き家の質疑をさせていただいたときも、ちょうど計画を立ち上げるというか、立てるときだったんですね。

で、そのときに、空家対策計画の構築というところで、協議会を立ち上げて意見を聞くということだったんですけども、その際、菅野副市長が建築部長だったので、そういう、せっかく、協議会を、いろんな専門家、不動産関係の方だとか、法律に詳しい方だとか、様々な委員さんを任命して協議会を立ち上げるということだったんですけど、当時、計画をせっかくだって、そのところで、協議会の中でもんでいただくのであれば、今後、やっぱり、いろんな形で、空き家に関しては、抑制策だとか利活用についてもいろんなことがあるだろうから、その協議会については、継続的な形で、審議会的なもの、そういう位置づけにしてはどうかということで私も提案させていただいたら、非常に前向きな答弁を副市長のほうでしていただいたんですね。その後、ずっと、毎年、最低一度は協議会を開催しているということで、10年間続けておられるということで聞きましたので、しっかり対応していただいていたんだなということが、理事者のほうからもちゃんと聞いて分かりましたので、よかったなというふうに思ってございます。

それで、空家等活用促進区域や空家等管理活用支援法人の指定に関わる制度が創設されたという、今、答弁があったんですけども、それらは具体的にどのような制度なのか、伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 空家等活用促進区域は、中心市街地や住宅団地など、地域の拠点的なエリアに空き家等が集積すると、その地域の本来の機能を低下させるおそれがあるため、市町村が重点的に空き家等の活用を図るエリアとして区域を定めるものです。一般的に、空き家等を活用す

る場合、これまでは建築基準法の規制に適合させることが課題となる場合がございますが、この区域を指定することで、建築物の敷地が道路に接しなければならない、いわゆる接道義務の規定ですとか、建物の用途規制において一定の緩和を受けることが可能となり、指定区域内での空き家活用の促進が期待できるといった制度になっております。

一方、空家等管理活用支援法人は、空き家所有者がその活用や関連について相談できる環境が十分でない、あるいは、多くの市町村における空き家対策に係る人員が不足していて、所有者への働きかけが十分でないといった課題を解決するために、市町村が指定したNPO法人ですとか社団法人等が相談への対応や空き家の活用を希望する人とのマッチングを行うことが可能となるほか、所有者や市町村から委託を受けて、空き家等の管理や所有者の探索などを行うことができるようになる、こういった制度になってございます。

○中村のりゆき委員 中心市街地については、より空き家を活用できるような仕組みというところで、今、つくっていただいたんだなということが分かりましたので、そういったことも今後の計画の中では取り入れた中での議論になっていくのかなというふうに思いました。

それで、ちょっと話は変わるんですが、空家等対策計画では、適切に管理されていない空き家等への対応として、空き家等の所有者に対して、助言や指導のほか、必要に応じて勧告、命令、代執行を行うようになっており、こうした方針の下で代執行を実施していると思うんですけども、令和4年に実施した末広地区の代執行に要した費用の徴収について、令和5年の第3回定例会の分科会で私も質問したところ、代執行に要した費用の納付命令が履行されていないことから、国税徴収法の例に倣い、財産の差押えや公売等の滞納処分に向けて財産調査を実施している、そういうふうに言っていたんですけど、その後の費用の徴収、どうなっているのか、ちょっと聞く場面がなかったもので、ここでお伺いしたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 令和4年度に実施した末広地区の特定空家の解体、除却等に要した費用199万1千円は、令和5年度に当該空き家が建っていた土地を差し押さえて、その後、令和6年度、今年度ですけども、公売を実施し、65万200円を徴収しました。

しかしながら、所有者に差し押さえることのできる財産がほかにはないことから、国税徴収法の例に倣い、令和6年11月に滞納処分の執行を停止しております。

○中村のりゆき委員 差押えした土地を、競売っていうか、公売ですか、にかけたんですけども、199万1千円には満たなかったってことで、その売れた金額だけ納入させていただいた、あとは執行停止になったというところでした。

これまでに、行政代執行により除却した件数と、代執行に要した費用の徴収状況について伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 本市では、これまでに3件の行政代執行による空き家の解体、除却を実施しております。

1件目は、平成29年度に西地区で実施したもので、解体、除却等に要した費用については、当該空き家の土地と所有者が所有する別の不動産を差し押さえて公売し、滞納処分等に要した費用や延滞金等を含め、令和2年10月に徴収を完了しております。

2件目は、令和3年度に永山地区で実施したもので、解体、除却等に要した費用については、所有者が生活保護受給者であったことから、国税徴収法の例に倣い、令和4年7月に滞納処分の執行

を停止しております。

3件目は、先ほど答弁した末広地区の例になります。

○中村のりゆき委員 今お答えいただきました、3件の行政代執行を行ってきたということでございました。

なかなか回収というのは難しいところが多いんだらうなっていうのは想定できたんですけども、今後も、やっぱり、行政代執行をやむを得ずやっていかなければならないところは出てくると思うんですけども、周辺住民の皆さん方の安心、安全ということを考えると、回収できる、できないは別にして、まず、除却っていうか、解体するっていうところで行政代執行をしっかりとやっていただきたいなというふうに思っておりますので、今後もそういった御対応をお願いしたいというふうに思っております。

今、行政代執行により除却をする予定の特定空家というのは存在しているのかどうか、伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 現時点では行政代執行を見据えて対応している特定空家等はございませんが、今後、空き家等が増加していけば、その中には、所有者等による適切な管理がなされず、地域住民の生命ですとか財産に多大な被害を及ぼすおそれのある特定空家等も一定程度含まれることから、こうした特定空家等に対して行政代執行が必要となることも想定されます。

しかしながら、行政代執行による空き家等の除却は、空き家等対策の最後の手段でございます。代執行に至ることがないように適切に指導等を実施するほか、所有者等に対して空き家等の処分や適正な管理の実施を後押しする情報の提供や支援にこれからも努めてまいります。

○中村のりゆき委員 行政代執行は最後の手段、そのとおりだと思いますので、それに至る前に未然に解決できるような対応策っていうところを、今後も取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

やはり、計画をこれから立てるということもありますんで、より効率的な特定空家解消のためにどうしたらいいんだっていうことを、またしっかり協議会の皆さん方と議論もしていただきながら、いい計画をつくっていただきたいと思っておりますけども、令和7年度中に、その計画をつくるに当たって、やっぱり、一歩踏み込んだ対応っていうのを原課のほうで考えて実施するっていうことも大事だと思うんですね。

ですから、そういう、やっぱり背中を見せていくではないですけど、しっかり原課として対応しているんだっていうところをやっていただきたいというふうに思うんですけども、令和7年度に新たに取り組む施策というものがあるのであれば、お伺いしたいと思います。

○岡田建築部長 令和7年度に新たに取り組む施策ということですがけれども、空き家等対策につきましては、先ほど委員からもお話がありましたように、平成26年の7月に空き家条例が制定され、その後、同年の11月に空家特措法が成立したという流れの中で、特定空家ですとか管理不全空家、最近創設された管理不全空家といったものへの対応が中心になっておりますけれども、私も、平成27年から、建築指導課長として、直接、空き家対策に携わってまいりましたけれども、正直なお話をさせていただくと、効果的な新たな施策の展開と問われた場合につきましては、限界に近づいているとは思いませんけれども、かなり手詰まり感が出てきているというふうには感じております。

ただ、空家特措法の改正によって制度がつくられた、先ほどもお話のありました空家等活用促進

区域ですとか、空き家等の管理支援法人の活用ですとか、そういったことにつきましては、原課として、その適用ですとか採用、どういった形で旭川市として対応していけばいいかということについては考えていく必要がありますし、新たな空き家対策の一つの手段になり得ると考えております。

ただ一方で、空き家等の管理につきましては、空家特措法においても第一義的な責任は空き家の所有者にあるということで、その方に的確に対応していただくことがまず大前提にあるというところでございますけれども、特に、管理不全空家につきましては、所有者の皆さんの管理意識が希薄になっているということを日々実感しているところもございます。また、所有者の高齢化によって判断能力が低下してきているですとか、あとは、経済的な理由でどうしても手が出せないですとか、様々な理由で適切に管理されていない空き家というものが増加傾向にございます。

こういった特定空家ですとか管理不全空家の中には、当然、市による指導に対しまして、所有者による適切な対応がされず、行政代執行に至ってしまうといったケースもございますが、そういった場合には、当然、費用徴収ですとか、そういったことに多大な事務の手間が取られてしまうということもあります。

ただ、そういったケースが、今後も、人口減少で、今、旭川市としては、世帯はほぼ現状維持をしているところですが、多分、数年後には世帯も減少してくるといったことが見込まれておりますので、そういった状態になると、当然、住む人がいない建物が増えてくるというのは現実としても起こり得る話だと考えております。

なかなか打つ手がないという状況の中でも、令和7年度においては、先ほどの新たに創設した制度の活用方法についての検討のほかに、これまでも行ってきました、広く市民に所有者としての管理責任の意識を高めていくような啓発活動を継続して行っていくほか、特定空家等の所有者に対しても文書による指導助言というものは行ってきましたけれども、これまでもできる限りではやっていたんですが、自宅を訪問して直接お話をさせていただくですとか、ということで特定空家等に関する助言や指導を粘り強く続けていくということが不可欠だと認識しておるところでございます。

○中村のりゆき委員 今、部長のほうから、なかなか、もう手詰まりの状態もあるんだけど、でも、最後に、直接自宅に行って、訪問して、直接対話をして啓発をしていくっていうお話がありました。そこは非常に重要なところだろうなというふうに思っております。文書だけだったら、結局、そういった方っていうのは読まないで終わってしまうということも多いんでしょうけど、やっぱり、直接会えば、突破口っていうか、開ける糸口というのはその対話の中で見つけられるということももちろんあると思うんですね。ですから、1件でも2件でも、そういうような、突破口を開けるような対話を進めていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質疑は終わりたいと思います。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時03分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○まじま委員 6項目ほどあるんですけど、今日は、観光スポーツ部にまずお聞きしたいと思いま

す。

市長の記者発表のときに、本予算でアドベンチャートラベルに関わる費用が計上されていたと思います。昨年の決算でも、私は、このアドベンチャートラベルについては質疑をしてきた経過がありまして、具体的な事業で言うと大雪カムイミンタラDMO推進費ということになるというふうに伺いました。

ポストサミットアドベンチャーを実施されているというふうに思います。今回も関連事業が実施されると思うんですけども、アドベンチャートラベルに関連する事業についてお示しをいただきたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 大雪カムイミンタラDMO推進費でございますけども、DMOに対する負担金や地域活性化起業人制度推進事業負担金として8千840万3千円を計上しております。

DMOは、上質な雪質を誇るスキー場と、飲食など本市の都市機能を活用した都市型スノーリゾートの形成、マーケティング調査、体験プログラムの開発、ガイド人材の育成等を進めております。当圏域の豊かな自然やサイクリング、トレッキングなど自然を生かした体験プログラム、さらには、デザインセンターやアイヌ記念館などでの文化体験、日本酒を楽しむ角打ち体験といったアドベンチャートラベルの要素を組み合わせた商品開発を行うとともに、都市型スノーリゾートやアドベンチャートラベルの豊富なコンテンツを、オーストラリアなどにおいてプロモーションを実施する予定となっております。

○まじま委員 今、大雪カムイミンタラDMOに対して、負担金約8千840万円というふうなお金を計上しているということなんですが、それでは、アドベンチャー・トラベル・ワールド・サミット、これを契機とした経済効果というのをどういうふうに把握しているのか、お示してください。

○白木観光スポーツ部次長 観光庁によります調査結果によりますと、アドベンチャー・トラベル・ワールド・サミットの来訪者による直接的効果は1.4億円、間接効果として2.4億円と試算されているところでございます。

また、サミットに参加いたしました旅行の仕入れを行いますバイヤーによります新たな旅行者数は、2024年、2026年の間となりますけれども、2万702名、旅行支出は115億円と推計をされているところでございます。

本市におきましても、オーストラリア、アメリカ、ヨーロッパの観光客が増加傾向にありまして、本市を含む周辺地域の認知度が高まっていると考えております。

本年度につきましては、DMOが実施する満足度調査等を活用しながら、アドベンチャートラベルの主なターゲット層となります欧米豪の方々の動向をつかみ、引き続き、来訪者の獲得及び経済効果につなげてまいりたいと考えております。

○まじま委員 このアドベンチャートラベルで道内に足を運んだ、旭川に足を運んだ方の経済効果というのは、一般の観光客の2倍あるとかっていうふうな御説明だったかなというふうに思います。そういうことでインバウンドを増やしていきたいというふうなことを述べられているんだと思いますけども、それでは、この後、お聞きしたいんですけど、宿泊税の使途としてアドベンチャートラベルを想定しているのかどうか、伺いたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 宿泊税の使途といたしましては、旭川観光基本方針に基づき、本市が抱えております課題であります、通過型観光から滞在型観光への転換、閑散期と繁忙期の格差の解

消ですとか、宿泊税の納税者となります宿泊者に還元することを目的としました、新規または拡充して実施する取組に活用することとしております。使途の例といたしまして、誘客の促進、滞在日数の延伸につながる仕組みづくり、こういったものを掲げておりますけども、その中では、本市の魅力を生かした滞在したくなるコンテンツの造成についても参考としてお示ししているところでございます。

アドベンチャートラベルにつきましては、滞在したくなるコンテンツ造成に該当するものと認識しておりますが、宿泊税を活用するかどうかにつきましては、取組に拡充要素があるか、あるいは、宿泊事業者の御意見を踏まえた中で優先度が高いかどうかなどについて検討する必要があると考えております。

○まじま委員 可能性はあるわけですよね、否定しなかったから。そういう可能性が出てきたということは、ちょっと着目しなければいけないかなと思います。

それで、宿泊税そのものについて伺っていきます。

大綱質疑でもお伺いをしました。今回、私は、この宿泊税については、論点として3つぐらいあると思うんですよね。宿泊業者との合意形成、宿泊税の使途、使い道ですよね。で、課税対象となる宿泊者の範囲、これらが大きなテーマになるかなというふうに思います。

まず、宿泊業者の皆さんとの合意形成ができていない、これは大きな問題だと思っています。まず、こうした状況であっても、市として、令和8年4月から、この宿泊税を始めようとしているのかどうか、変えるつもりはないのか、伺いたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 宿泊事業者との合意形成についてでございますが、令和5年度に、旭川市中小企業審議会に対し、観光振興財源の確保策について諮問をしたところでございますが、宿泊関連団体からの推薦を受けた事業者2社にも参画いただき、一部反対との意見もあったところでございますが、宿泊税により財源の確保がおおむね妥当との答申を受けたところでございます。

宿泊事業者への説明ですとか意見交換会、アンケート調査、パブリックコメントの実施等により、使途を明確にした上で本市の活性化につなげられるための財源として宿泊税を活用すべきとの御意見も受けており、一定の御理解は得られているものと認識しております。

一方で、昨年、令和6年10月に、旭川ホテル旅館協同組合から、旭川市長に対し、法定外目的税（仮称）宿泊税に関する要望書として、スポーツ合宿等への参加、地方からの通院や入院の付添い、建築関係者の長期宿泊などの観光目的以外の宿泊者について、本市への宿泊を敬遠されることや宿泊者に負担がかかることがないように検討してほしい旨、要望をいただいているところでございます。

この要望に対しましては、今後、具体的な使途を検討していく中で、どのような支援策を取れるか、宿泊事業者や関係団体とも協議をしながら検討してまいります。北海道や道内主要宿泊地とも足並みをそろえ、令和8年4月からの導入を目指しているところでございます。

○まじま委員 令和8年4月からは導入したい、そこは変えないということなんですね。この間の経過も、今、述べられました。一定の理解を得られているという認識も述べられました。北海道や道内主要宿泊地とも足並みをそろえたいということも述べられましたね。

道内の主要宿泊地でも独自の考えで進んでいるところがありますよね。どういった理由でこの足並みをそろえる必要があるんでしょうか、説明を求めたいと思います。

○**白木観光スポーツ部次長** 北海道と異なる導入時期ということで、北広島市につきましては、北海道の宿泊税導入に当たり、昨年末に、定率を採用する市町村は道宿泊税相当分を道に交付することで当該市町村には北海道宿泊税条例は適用されないということが急遽決められたことから、定率制にかじを切り、再度検討している状況というふうに認識しております。

本市につきましては、宿泊税を検討する中で、宿泊事業者から、定率制では計算が煩雑になる、こういった意見をいただいております。事業者にとって負担が少ない定額制の制度設計を進めてきたという経過がございます。北海道の導入時期よりも遅くなる、ずれるとなりますと、札幌市や函館市などの主要な宿泊地、富良野や美瑛といった近隣の市町村を含め、宿泊税の導入を検討している多くの市町村では令和8年4月からの導入が進められており、この時期とずれることで道内を周遊する宿泊客にとって分かりにくくなってしまいますことですか、宿泊予約システム等の改修や制度周知のための手間が一層かかってしまう、こういったことから事業者の負担が重くなってしまいうということもあわせて、北海道及び制度導入予定である他市町村との足並みをそろえる必要があると考えたところでございます。

○**まじま委員** 次に移りますけど、宿泊税という法定外目的税、この手法を選んだ理由についてお示しください。

○**白木観光スポーツ部次長** 旭川市中小企業審議会の答申におきまして、地方自治体が自主財源を確保できる方法のうち、財源の規模、安定性、継続性、受益と負担の観点から比較すると、地方税である法定外目的税が最も安定し、ある程度の規模での確保が可能と見込まれること、また、課税の対象となり得る観光行動のうち、宿泊行為は、ほかの観光行動と比較して課税対象者の捕捉が容易であり、日帰り客に比べて宿泊者につきましては本市の行政サービスを受ける程度が大きいことを踏まえまして、市民だけに御負担をいただくのではなく、本市に来訪される方々にも一部御負担をいただき、新たな観光財源を確保する必要があるという観点からも、宿泊税による財源の確保がおおむね妥当との提言があったことから、法定外目的税である宿泊税を選択したものでございます。

○**まじま委員** 受益と負担の関係性が言われましたけど、受益を受けるのは旭川市であって、負担を受けるのは宿泊業者というふうになっていませんか。

次に、目的税といえば、入湯税という目的税もあります。これも徴税されていると思いますが、使途が大きな問題となっているというふうな話も出ています。入湯税についての現状と問題点についてどのように把握をされているか、お示しをいただきたいと思っております。

○**白木観光スポーツ部次長** 入湯税につきましては、環境衛生施設、消防施設などの整備や観光振興に要する費用に充てることを目的に課税をされております。

使途につきましては、決算事項別明細書ですとか市税の概要の中に観光振興に要した費用として説明がされておりますが、宿泊事業者の一部からは、宿泊税についても同様の説明になるのではないかとといった指摘をいただいております。

宿泊税につきましては、旭川観光基本方針に基づき、新規または拡充して実施する事業の財源として活用いたしますが、具体的な使途の検討に当たりましては、特別徴収義務者になります宿泊関連事業者など関係事業者とも協議し、意見を酌んだ上で検討を行いまして、活用した事業の内容と額を公表することとしております。

○**まじま委員** 入湯税については一般財源化されていて、使い方が問題じゃないかっていうふうな、

そういうことを言う有識者もいらっしゃるということで、懸念としては、宿泊税も結局そんなふうに使われるんじゃないかというふうな懸念もあるわけですね。

それで、具体的な使途はこれからだということが何より大きな問題だと思うんです。その大きな問題のもう一つに、北海道も宿泊税を実施することを決めていますね。旭川市が宿泊税を実施すると、一つの課税要因で北海道と重複して課税される、そういうことになりますね。そうすると、二重課税になると思うんです。この点についての市の認識を伺いたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 本市における宿泊税は、本市の持続的な経済的発展を目指すための財源として活用するものでございますが、北海道については、対象が道内全域市町村をまたぐような広域的なものといった広域自治体の役割として整理できる施策に活用するものであり、それぞれ異なる役割を持っているものと認識しております。

また、北海道以外でも、既に福岡県福岡市、北九州市においても宿泊税を導入しておりますけども、国の承認を受けて導入されている事例もありますことから、問題はないものと認識しております。

○まじま委員 ほかの都市でも行われているから問題はないというふうな認識なんだろうけど、だからいいとは私は言えないと思っております。

今、必要なのは、やっぱり、関係者の声をしっかり聞いて受け止めることではないかというふうに思っています。1泊200円という金額の設定も疑問ですよ。道は、税額が3段階に分かれています、2万円、2万円から5万円、5万円以上って、金額が違うんですよ。だけど、旭川市の場合は、1泊、どの金額でも200円なんですよ。これ、金額設定が適切なのかどうか。北海道より高い宿泊税になること、これについてどういうふうに考えているのか、説明を求めたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 税額につきましては、1人1泊200円の定額制を基本とした上で検討すべきとの答申を踏まえまして、道内他都市の検討状況、来訪者や宿泊者へのアンケート調査を実施してまいりました。

これらを踏まえ、宿泊税を徴収する宿泊事業者の負担感、納税者となります宿泊者の許容できる負担感、本市の観光振興の将来等、総合的な判断を行いました結果、税率を200円とした一律の定額制とすることとしたものであります。

○まじま委員 今の答弁では、200円とした経過は語られたのかなと思いますけど、なぜ200円なのかという答弁にはなっていないと思うんですよ。再答弁を求めたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 先ほどと重複する部分がございますが、税額につきましては、審議会における答申、道内他都市の検討状況やアンケート調査等を踏まえ、負担感や観光振興の将来像を総合的に判断した結果、税率200円とした一律の定額制とすることとしたものでございます。

また、旭川観光基本方針で掲げております、本市が目指すべき将来像の実現に向けての施策実施に関わる事業費ですとか、非常事態に対応した資金の確保等を考慮した結果、おおむね3億円から4億円程度の費用が必要であるという試算を出しております、こうした試算も考慮し、200円としたものでございます。

○まじま委員 結局、3億円から4億円が必要だ、それを割り返したら200円ぐらいになるかなということなんですよ。こういうのはちょっと認められませんか。

あとは、さっきも述べましたけど、宿泊業者の皆さんが懸念しているのは、いろんな方が宿泊に来る、観光だけじゃないんだというふうなことを強調されていましたが、課税とならない非課税者の範囲、これも言及されていきました。様々な場合を想定するべきじゃないかと思いますが、今の市の考えをお示してください。

○白木観光スポーツ部次長 課税免除につきましては、答申を踏まえまして、簡素かつ公平な仕組みとするためにも、原則、設定しないこととしておりますが、一方で、宿泊者や宿泊事業者の混乱を避けるため、北海道が課税免除を設定する場合は北海道の制度設計に合わせることを求められておりますこと、宿泊事業者に対するアンケートにおきましても、課税免除の対象について、北海道と異なると分かりにくいので、北海道の対象に合わせたほうが良いという意見が全体の75%を占めたことも踏まえ、課税免除の対象については北海道に準拠することとしたところであります。

一方で、これまでの議会での御質疑、関係団体からの御要望を踏まえ、スポーツ大会や合宿、入院患者の付添いに関する宿泊については、課税対象とはするものの、基準を設けた上で、何らかの支援策を検討する考えでございます。

○まじま委員 条例を今つくろうとしているのに、支援策は後なんです。何でも、条例だけ先につくって、後でいろんなことを考えて対応しようとしている、この姿勢がまず間違っているんじゃないかというふうに思います。

宿泊業者の現場の負担について伺いたいと思います。

領収書の発行など、現場負担についてはどういうふうに考えているのか、観光じゃなくてビジネス用途の宿泊者の方も来られるわけですから、そうしたことについても負担しなければならないのか、説明を求めたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 宿泊税の特別徴収に対する事務的負担ですとかシステム改修などの負担につきましては、期限内申告納入額に応じた交付金、あるいはシステム改修補助金などによる事業者支援を行うとともに、税務部においても、特別徴収事務の手引や質疑応答集を作成するほか、宿泊事業者に対する説明会を令和7年度に複数回実施することで、徴収業務の負担を軽減することを考えております。

また、宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合、地方税法で罰則が設けられることとなりますけれども、特別徴収義務者に科される罰則等については、市税をはじめ、道税においても同様に設けられており、いずれも、税の公平性を確保するため、法令に規定されているものでございます。

あとは、ビジネス目的の宿泊でございますけれども、観光目的以外で来訪される方も含め、市内に宿泊される方が安心して快適に滞在できる環境づくりなど、宿泊者に還元し、宿泊者を増やす事業に宿泊税を活用したいと考えていることから、課税の対象としたところでございます。

○まじま委員 現場の混乱を起こさないために説明会を行うということなんですけど、これは、最低限行わなければならない当たり前のことじゃないでしょうか。説明会が負担軽減に値するとは到底思えません。事業者にも罰則があるということですので、これは、本当に相当な負担がかかっていくというふうに思います。

次に、宿泊者について伺っていきたいと思います。

どんなふうに市のほうは想定されているのか。説明しても支払いを拒否する宿泊者がいた場合、どうするんでしょうか。これも、関係者から出ていました、声が。これは、市のほうで対応してく

れるのかっていう話だったんですよ。課長が行って説明して理解がもらえるまで対応してくれるのかっていうようなことが言われていました。こういった事業者の声をどういうふうに受け止めているんでしょうか。

○白木観光スポーツ部次長 仮に宿泊税が納税されなかった場合につきましては、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市に宿泊税を納入した上で、納税を拒否した宿泊者に対し、求償することとなります。

そのため、こうしたトラブルを未然に防ぐためにも、同時期に宿泊税を導入する北海道とも連携し、情報発信を行うとともに、宿泊事業者が活用できる質疑応答集の作成等を行い、円滑な制度実施に努めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 質疑応答集の作成なんかには力を入れなくて、現場を回ったらいんじゃないですか、まだ条例はできてないから。ですけど、それでは、現場の負担軽減にはならないでしょうね。

もう一つ、宿泊業者の方が言われていたのは、旭川から観光客が一定数離れてしまうんじゃないかというふうなことも言われていたかなと思いますけども、その点についてはどう考えていますか。

○白木観光スポーツ部次長 令和6年に実施しました本市への来訪者に対して行いましたアンケートにおきまして、宿泊税を導入することによる本市への宿泊に対する影響について調査したところでございます。宿泊地の選択には影響しない、宿泊税を導入後も旭川市に宿泊したいという回答が9割を占めておりまして、本市への宿泊を避け、宿泊税を導入していない市町村に宿泊すると回答した割合は6%となっております。

また、既に先行して宿泊税の導入を行っている自治体につきましても、宿泊税制度導入後の一定期間を経て行われた制度の見直しについて、こうした報告内容によりまして、宿泊税の導入により宿泊客の減少や印象が悪化したなどの影響はないとされておりますことから、宿泊税の導入が宿泊地の選択に与える影響は限定的であるものと認識しておりますが、そうした影響の有無については、宿泊税導入後、しっかりと把握をしてみたいと考えております。

○まじま委員 答弁の端々に出てくるのは、全部決まった後に対応を考えますっていうことなんですよね。これじゃ、駄目じゃないですか。この宿泊税は、最初にお伺いしたときに、約3億円から4億円の税収を想定しているということだったんですね。この税収は、来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり、誘客の促進、滞在日数の延伸につながる仕組みづくりにその多くを使おうとされていますよね。だけど、何をするかというのは具体的には書かれていない。これでは理解は得られないというふうに思います。

本来、市が集めるべきその税を宿泊事業者の皆さんに肩代わりさせている、そういう思いをきくと宿泊業者の皆さんは持っているんじゃないかと思うんですよ。この点についての見解を伺いたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 旭川ホテル旅館協同組合からは、宿泊税導入について厳しい御意見がある一方で、意見交換の中では、宿泊税の使途について、納税者である宿泊者や観光客に満足いただけるよう、宿泊事業者とも十分協議しながら制度設計を行ってほしい、そのためにも、使途については事業実施前後で内容を明らかにしてほしいとの御意見をいただいております。

宿泊税制度につきましては、今後とも、制度の周知を図り、事業者の不安を解消する取組を行うとともに、具体的な使途につきましても、地域のニーズに合わせた事業を構築することが不可欠で

あると考えております。

○まじま委員 私は、今回、宿泊業者の皆さんと意見交換をして感じたことがあります。市は本当に事業者の気持ちになっているのかと、繰り返しになりますけど、そう思いました。市役所職員は不況でも給料が変わらなく支給されますよね。しかし、ホテル関係者は、もう、この間、コロナ禍で体験されたと思うんですけど、お客さんが来ないと仕事が成り立たないわけですよ。そういう立場で話を進めてきましたか。その点について伺いたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 これまで、本市といたしましては、宿泊税の制度設計に当たりまして、中小企業審議会の中に部会を設けて御議論いただいたほか、並行してホテル旅館協同組合等の事業者等との意見交換を繰り返してまいりました。その中で、制度設計に当たりましては、事業者の負担を減らして、簡素で公平な制度とすることを最優先に考えてきたところでございます。

中小企業審議会の検討部会やその後の意見交換会などにおいても、宿泊税については、納税者に一定の負担をおかけするものでありまして、必ずしも全ての宿泊事業者が賛成しているわけではないことは承知しております。一方で、閑散期対策ですとか人手不足の解消、スポーツ・文化合宿の誘致といったような本市の観光が抱える課題を解決し、地域の活性化につなげる財源として、またあるいは、コロナのような非常事態、災害等により突発的に発生した観光需要の落ち込みなどの対策費として宿泊税を活用すべきというような御意見も伺っているところでございます。

宿泊税について、納税者となる宿泊者や宿泊事業者について御理解いただくためにも、引き続き、宿泊事業者に対し、丁寧な制度の説明を行うとともに、宿泊者にも理解を得られるよう事業実施に取り組んでまいります。

○まじま委員 ずっとお聞きしてきましたけど、最初に言った論点の3つについても、何ていいますか、私は理解が深まらないというか、200円の根拠というのがありますし、3億円から4億円のお金を集めたいと、そこだけが強く出てきて、あとは、大事なことは、全部、後で決めるような、そんなことで本当にいいのかという思いが、ずっともやもやが残っているんですよね。

副市長、こんな状況で、これは本当に導入していいんでしょうか。副市長の考えをお示してください。

○菅野副市長 宿泊税についてのお尋ねでございます。

部長、次長からも答弁がありましたように、本市には様々な目的で来られる方がいらっしゃいます。それは、観光であったりビジネスだったり、御指摘にあったような介護の関係であったり、お仕事で、建設関係のお仕事でという方もいらっしゃいます。

ただ、私どもとしても、そういう交流人口を増やすことは大事にしたいと思っていますし、より多くの方に旭川にお越しいただきたいというのは、思いとしてはございます。ただ、その中には、どうしても、ふだんからやっている社会インフラの整備であったり、維持であったり、あるいは、それにプラスアルファして、ふだん、旭川の地理に慣れない方が安心して移動できるような環境であったり、宿泊できる環境であったりということは、当然、併せてやっていかなきゃならないということであって、それは、全て、じゃ、旭川市民が、市民の税金として使うことでいいのかというのは、思いとしてはずっと私はありました。やはり、旭川市のインフラを使われる方にそれ相応の負担をどうやっていただけたらいいのかというのは、私は、個人的には課題として意識がございました。それが、宿泊税がいいのかどうかというのはまた別の議論にはなりますけれども、その方

策の一つが宿泊税なのかなというふうには思っています。

また、もし旭川市が宿泊税を導入するときに、北海道も、今、宿泊税を導入しようとしてございますので、その導入のタイミングが、北海道と例えば市町村が別々になれば、当然、それに併せて宿泊事業者も負担が増えますし、システムの改修とかということになりますので、もし導入するのであれば、私は、少なくとも北海道とスケジュールを合わせたほうが良いというふうには思っています。

様々な御指摘をいただきました。その用途がはっきりしていないし、事業者さんに余計な負担をかけるというお話もございました。確かに、そういう懸念もございまして、それは事実だと思います。ただ、これまでこういう宿泊税をかけておりませんので、私どもも、事業者の皆さんも、どのような形になるのかと、やっぱり不安がいっぱいあると思うんですよね。その不安を解消するための努力というのは、施行までにしっかりやらなきゃなりませんし、そのための1年間、施行日までの1年間という期日を考えているということでございますので、市としては、しっかり、観光を含めて、旭川市に来られる方に安全で快適な滞在をしていただくために宿泊税を使いたいと思っておりますし、この1年間の中で事業者の皆さんと意見交換をしっかり進めながら、お互いに納得できるような形で税の徴収が進むことになるように努力してまいりたいと考えています。

○まじま委員 副市長から、これから時間をかけて話を進めていくということなんですけど、これまでも時間があつたのに、なかなかそういう丁寧な議論が続けてこられなかったという経過はあると思います。ですので、そういうふうに進んでいくのかもしれませんが、この時点では分かりませんので、市長のお気持ちを聞きたいと思っておりますので、市長総括ということでお取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

○えびな委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○まじま委員 永山取水施設について伺いたいと思います。

永山取水施設関連の維持管理に係る負担金等が計上されていると思いますが、令和7年度の予算額について伺いたいと思います。

○尾崎土木部土木管理課主幹 令和7年度の永山取水施設関連の維持管理負担金の予算額につきましては、永山取水施設維持管理負担金として911万2千円、導水施設維持管理負担金として22万1千円、日本製紙サイフォン部維持管理負担金として5万円、これら3つの負担金の合計額は938万3千円となっております。そのほか、石狩川左岸導水施設維持管理費が239万7千円で、永山取水施設関連の負担金及び維持管理費の合計額は1千178万円となっております。

また、歳入予算として、石狩川左岸導水施設維持管理費に係るJR北海道からの負担金24万円を計上しております。

○まじま委員 永山取水施設などの使用許可手続は、許可期間は1年間としてあったと思います。毎年、手続が必要ですよ。今年もそろそろ許可期間が終了すると思いますが、今時点の状況について伺いたいと思います。

○尾崎土木部土木管理課主幹 令和6年度の許可期間は令和7年3月31日までとなっております、各使用者からは、本年1月上旬に次年度の使用許可更新の申請書が提出され、1月23日までに許可

をしたところではありますが、申請書の提出に先立ち、昨年11月25日に、永山取水施設の使用者が一堂に会し、実施された永山取水施設維持管理協議会において、各使用者における次年度の施設の使用状況等に変化がないことや継続使用の意思を事前に確認しております。

○まじま委員 継続使用を確認しているということなのですが、それでは、使用料についてはこれまでどおり免除としたのかどうか、伺いたいと思います。

また、令和7年度における日本製紙及びJR北海道の使用料は幾らと算定しているのか、伺いたいと思います。

○尾崎土木部土木管理課主幹 令和7年度の永山取水施設の使用料につきましては、日本製紙分が7千152万3千360円、JR北海道分は、永山取水施設が46万2千円、左岸導水施設が232万8千120円、JR北海道の合計が279万120円となっております。日本製紙とJR北海道2社の合計で7千431万3千480円となっており、全額、免除としております。

○まじま委員 永山取水施設については、私たち会派はこれまで議会質疑をずっと継続してまいりました。事務手続や経過書類の不備など、事務執行上の様々な問題について指摘を受けてきた経過があります。副市長もよく御存じだと思いますけど、住民監査請求から住民訴訟に至るなど、市民に不信感を与えた経過もあります。

さらに、市としては、大型事業の財源、物価高における市民生活や経済活動に対する支援など、市として、様々、やらなければならないことがある中で、歳入として自主財源になり得る7千万円を超える使用料を全額免除しようとしているわけですね。

改めて、見解を伺いたいと思います。

○富岡土木部長 物価やエネルギー価格の高騰への対応など厳しい財政状況の中で、社会情勢等の変化に対応しながら市民生活を安定的に支えていくためには、委員が御指摘のとおり、使用料などによる自主財源の確保は重要であると認識をしております。

しかし、永山取水施設における問題につきましては、議会における様々な御指摘、住民監査から訴訟に至った経過などを重く受け止めながらも、様々な検討を慎重に重ね、施設の建設や使用に至る経緯等を総合的に判断し、使用許可手続及び使用料の減免などの判断を行ってきたところでございまして、今後も、施設の利用状況等を、都度、確認しながら、法令遵守はもとより、透明性、公平性を確保し、適正な事務執行に努めてまいります。

○まじま委員 総合的に判断したら、徴収することがいいんじゃないかと私は思います。さっきの宿泊税の話じゃありませんけど、ここをちゃんと、7千万円、今、金額は7千万円ぐらいになっていきますけど、もっと以前は高かったですよね。トータルで考えても、もう何億円っていう規模で使用料を免除していると。それでいて、市民及び宿泊事業者に負担を押しつけるようなことが今行われようとしていることについては、改めてもらいたいなということを述べて、切りがいいので、ここで終わりたいなと思うんですが、いかがでしょうか、委員長。

○えびな委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時44分